

文化審議会著作権分科会
私的録音録画小委員会報告書（案）

平成 年 月 日

文化審議会著作権分科会
私的録音録画小委員会

目 次

はじめに	1
第1章 私的録音録画補償金制度の見直し	3
第1節 私的録音録画補償金制度の見直しに関する事務局提案	3
1 事務局提案の基本的な考え方	3
2 将来における私的録音録画のあり方について（事務局提案1）	4
3 著作権保護技術と補償金制度について（事務局提案2）	7
4 私的録音録画補償金制度の具体的制度設計について（事務局提案3）	16
第2節 私的録音録画補償金制度の見直しに関する事務局提案に対する意見	22
1 5月8日の小委員会における検討	22
2 7月10日の小委員会における検討	24
3 検討のまとめ	26
第2章 著作権法第30条の範囲の見直し	29
第1節 違法録音録画物、違法配信からの私的録音録画	29
1 制度改正の必要性	29
2 利用者保護	30
3 適用対象の範囲	31
第2節 適法配信事業者から入手した著作物等の録音録画物からの私的録音録画	31
第3章 今後の進め方	32
参考資料1 違法配信からの私的録音録画の現状について	33
参考資料2 私的録音録画補償金制度に関する海外の動向について	50
文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会委員名簿	55
文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会審議経過	57

はじめに

平成18年1月の文化審議会著作権分科会報告書において私的録音録画補償金制度（以下「補償金制度」という。）の抜本の見直しが提言されたことを受け、同分科会に設置された私的録音録画小委員会（以下「小委員会」という。）は、同年4月から審議を行い、平成19年10月に私的録音録画小委員会中間整理（以下「中間整理」という。）をまとめた¹。

その後、中間整理について、同年10月16日から11月15日にかけて意見募集が実施され、団体から110通、個人から8610通で合計8720通の意見が寄せられた。これらの意見については、主な意見をまとめた資料²が小委員会で報告され検討されるとともに、項目ごとに整理された意見の全文が文化庁ホームページ³上で一般に公開されている。

中間整理は、小委員会での議論の過程において抽出された課題を整理した上で、対応策の基本的考え方、委員間の合意の形成の状況などについてまとめたものであって、私的録音録画問題に関する一定の結論が得られたわけではないことから、小委員会では、意見募集の結果も踏まえ、中間整理に引き続き議論を行った。

具体的には、補償金制度のあり方については、私的録音録画と補償の必要性に関する考え方の変遷と将来における私的録音録画のあり方についての議論を経て、事務局から提出された著作権保護技術と補償金制度の関係の整理案、及びこれを踏まえた具体的な制度設計案について検討が行われ、関係者間の合意の形成を目指した。

しかしながら、著作権保護技術と補償の必要性の関係を巡る議論を中心に、

¹ 文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理（平成19年10月）
（下記URL参照）

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/rokuon_chuukan_1910.pdf

² 平成19年第14回の小委員会（平成19年11月28日）の資料2及び参考資料並びに同第15回の小委員会（同12月18日）の参考資料（下記URL参照）
（第14回）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/020/07112907.htm

（第15回）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/020/07121906.htm

³ 「私的録音録画小委員会中間整理に関する意見募集の結果について」（下記URL参照）

<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html>

関係者間の意見の隔たりが依然として大きいことが明らかとなり、これまでの議論においては補償金制度の見直しについて一定の方向性を得ることはできなかった。

以上のとおり、小委員会としては、中心的課題であった補償金制度の見直しについて一定の方向性が得られていないことから、これについては、検討の経緯を明らかにし、今後の更なる検討の一助としたい。

また、私的録音録画に関する著作権法第30条の適用範囲の見直しについても、中間整理において、第30条から除外することが適当であるとする意見が大勢とされた「違法録音録画物、違法配信からの私的録音録画」及び「適法配信事業者から入手した著作物等の録音録画物からの私的録音録画」について、意見募集の結果も考慮しつつ、引き続き検討を行った。

この結果、私的録音録画に関する第30条の適用範囲の見直しについては、制度の改正について一定の方向性を得たところであり、この点については、法制問題小委員会における録音録画以外の私的複製に関する第30条の適用範囲の見直しの検討において参照されるものと考えられる。

したがって、本報告書においては、中間整理以降のこれらの検討の成果をまとめ、結論が得られた課題と今後も検討が必要な課題を整理したうえで、今後の検討の進め方について一定の方向性を示すこととした。

第1章 私的録音録画補償金制度の見直し

第1節 私的録音録画補償金制度の見直しに関する事務局提案

1 事務局提案の基本的な考え方

中間整理をまとめた時点では、特に補償金制度における著作権保護技術と補償の必要性の関係についての意見の隔たりが大きく、合意の形成が困難な状況であった。

しかし一方で、中間整理では、第30条の適用範囲の見直しの議論にあたり、例えば音楽や映像の配信事業のように、著作権保護技術と契約の組み合わせ等により権利者の利益を確保できるようになってきたことを踏まえながら、「著作物等の提供者が利用者の録音録画行為も想定し、著作権保護技術と契約の組み合わせ等により一定の管理下においてこれを許容しているような実態であれば、著作物等の提供者との契約により録音録画の対価を確保することは可能であり、このような利用形態について仮に第30条の適用範囲から除外したとしても、利用秩序に混乱は生じないと考えられる」（中間整理第7章第2節2（2）①）とした上で、「こうした観点から、将来において、著作権保護技術の普及やビジネスモデルの展開により、権利者が契約によって録音録画の対価を徴収できるような状況が拡大した場合には、改めて第30条の適用範囲の見直しをすることが必要である」（同第7章第2節2（2）①）とし、利用秩序に混乱を生じさせないことを前提に第30条の縮小の方向の考え方を示した。

このような将来の方向性に照らし、現在の著作物の利用形態のうち具体的にどのようなものにおいて実際に私的録音録画の対価を徴収することが可能となっているかについては、適法配信事業者から入手した著作物等の録音録画物からの私的録音録画が該当することについては関係者の合意があったものの、その他の利用形態については様々な意見があったところである。（中間整理第7章第2節2（2））

しかしながら、仮に著作権保護技術が十分に発達・普及した将来における私的録音録画及び補償金制度のあり方について大まかな将来像を共有することができれば、当面の補償金制度の位置づけ及びそれを踏まえた具体的な制度設計の見直しについて合意できるのではないかと考えられた。

2 将来における私的録音録画のあり方について（事務局提案1）

平成19年12月18日の小委員会では、私的録音録画の将来像に関する1の考え方を整理した事務局提案1（次頁以降に紹介）について検討された。

当該資料で示されたように、将来において著作権保護技術が十分に発達・普及し、私的な領域における録音録画を著作権保護技術で広く管理できるような状況が実現されたとすれば、仮に私的録音録画⁴について第30条の私的使用目的の複製に係る権利制限の適用を除外し、原則として許諾権が働くこととした場合、権利者は一般に著作物等の提供者を介した又は直接の契約を通じて利用者から対価を徴収することが可能となる。このことは当然ながら補償金制度の廃止⁵を意味する。

なお、当該資料では、タイムシフト録画・プレイスシフト録音など権利者に与える経済的不利益がない又は少ないとの意見がある利用形態について、権利制限（無許諾・無償）を認めることについては要検討としている。

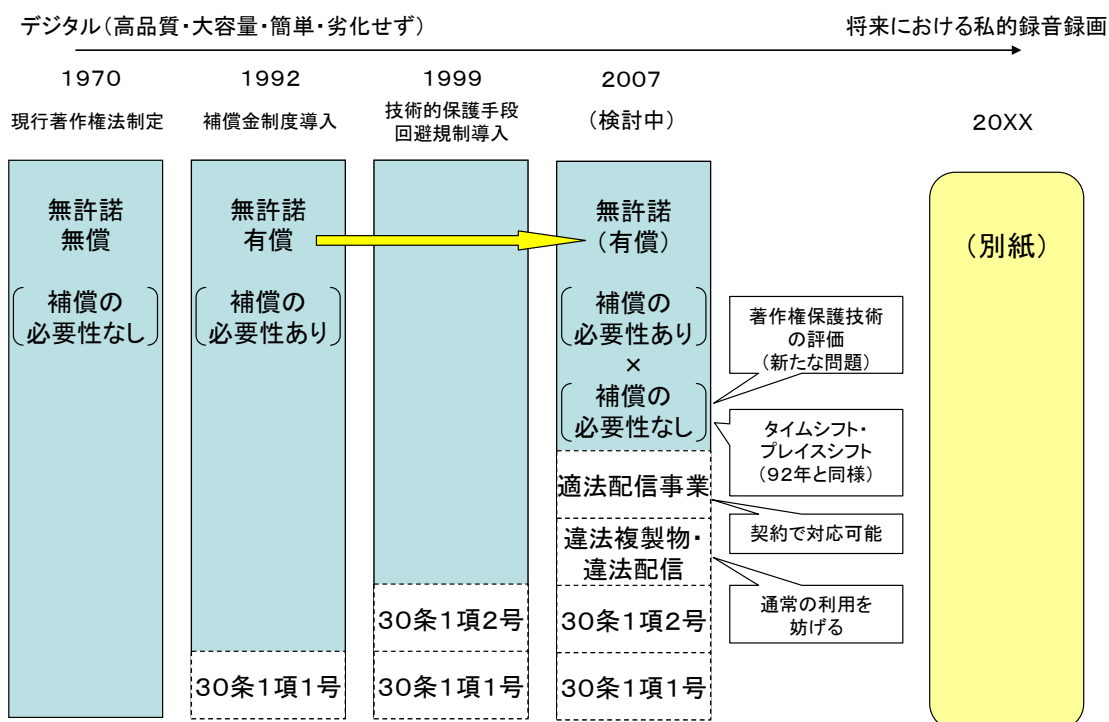
以上の事務局提案は、私的録音録画に関して達成すべき理想像ではなく、補償金制度に関する関係者の意見を総合したうえで、著作権保護技術と契約に委ねることにより利用の円滑化と対価の確保を同時に図りつつ、補償金制度を廃止するために、最大公約数として考えられる将来像という位置づけである。

この提案の考え方に従えば、現在の補償金制度について、あくまでも暫定的な制度であり、将来縮小に向かうものであるとの位置づけが明確になり、改めて当面の補償の必要性及び具体的な制度設計の見直しを検討する際の指標とすることができると考えられる。

⁴ 私的録音録画について、例えば調査研究目的の場合等は娯楽目的の場合とは異なる論点から考えることもありうるため、ここでは議論の対象を娯楽目的の私的録音録画に限定することとされた。

⁵ 一方で、例えば無許諾の私的録音録画が可能な範囲を現状のまま維持しつつ、従前どおり補償金制度も存続させたり、又は補償金制度を廃止して無許諾無償の秩序に戻したりすることについても、関係者の合意が得られる場合には否定されるものではないとされた。

私的録音録画と補償の必要性に関する考え方の変遷

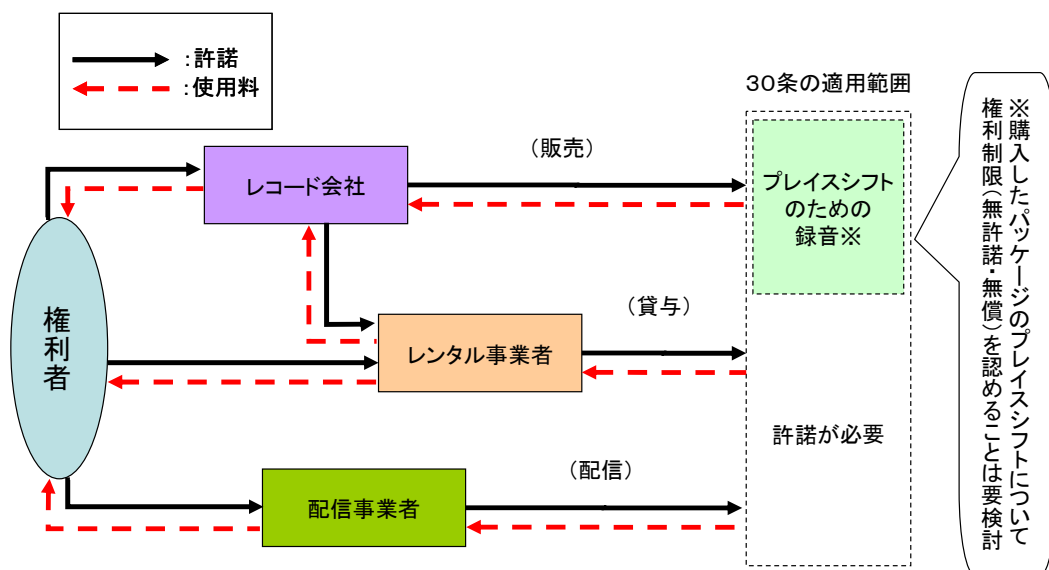


1

将来における私的録音(娯楽目的に限定)について

別紙1

- ・著作権保護技術の発達・普及を前提に、私的録音に関しては、30条の適用除外とする。
(補償金制度の廃止)
- ※原則として、著作権保護技術の範囲内の私的録音には権利者の許諾が推定される
- ※権利者は一般に著作物等の提供者を通じて利用者から対価を徴収するが、
権利者が利用者と直接契約を締結することも考えられる
- ※著作権保護技術の内容によっては私的録音に関する使用料を徴収しないこともありうる



2

将来における私的録画(娯楽目的に限定)について

別紙2

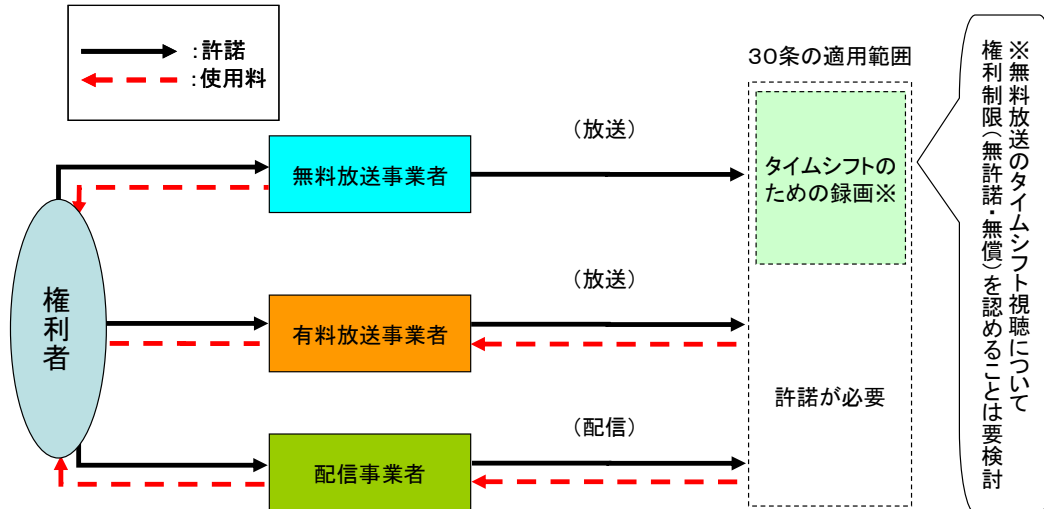
- ・著作権保護技術の発達・普及を前提に、私的録画に関しては、30条の適用除外とする。
(補償金制度の廃止)

※原則として、著作権保護技術の範囲内の私的録画には権利者の許諾が推定される

※有料放送事業者については、配信事業者と同じ

(権利者は一般に著作物等の提供者を通じて利用者から対価を徴収するが、
権利者が利用者と直接契約を締結することも考えられる)

※著作権保護技術の内容によっては私的録画に関する使用料を徴収しないこともありうる



3

3 著作権保護技術と補償金制度について（事務局提案2）⁶

平成20年1月17日の小委員会では、事務局提案1に基づき、補償金制度を将来的に縮小に向かう暫定的な制度と位置づけた場合に想定される、当面の著作権保護技術と補償金制度の関係について整理した資料をもとに検討が行われた。

更に、これに引き続き5月8日の小委員会では、当該資料を補足し、著作権保護技術と補償金制度の関係の整理の明確化を図る資料（事務局提案2⁷）、について検討が行われた。

事務局提案2では、具体的には、著作権保護技術の施された著作物の私的録音録画のうち、権利者の要請による技術については補償の必要性はないことについて関係者の異論がないことを前提とし、著作権保護技術の開発・普及を行っている機器等のメーカーが果たしている一定の役割を評価した上で、機器等のメーカーに一定の負担を強いることが関係者の理解を得られなくなってきたところから、補償金制度による解決を今後縮小し、他の方法による解決へ移行することが提案された。

また、これを原則としつつ、当面補償金制度による対応を検討する分野としては、音楽CDからの録音及びいわゆるダビング10⁸が施されている無料デジタル放送からの録画に焦点が絞られた。

更に、権利者が私的録音録画により被る不利益について、利用者の利便性の確保を前提に、将来において補償金制度を縮小し、契約モデルによる解決に委ねるべきとし、その具体的方法の一例として30条の段階的縮小が提言されている。

以下に事務局提案2を全文掲載する。

⁶ 平成20年第2回の小委員会（平成20年5月8日）の資料2（下記URL参照）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/020/08051202/002.htm

⁷ 本資料は、1月17日の資料の内容（内側の罫線内に引用）に説明を加える形としている。

⁸ ダビング10については本章末のp27以降に掲載した「(備考) 地上デジタル放送におけるコンテンツ保護方式であるいわゆるダビング10の実施に係る経緯」参照。

1 権利者の被る経済的不利益と補償の必要性について

- 著作権保護技術の施された著作物の私的録音録画に関する権利者が被る経済的不利益については、例えば権利者の要請による技術については、原則として補償の必要性がないことは、関係者に異論はないと考えられる（注1）。

（注1）例えば、次世代オーディオ（例えばDVD-Audio）については、権利者側の要請に基づき著作権保護技術が採用されているものであり一般に補償の必要性がないと考えられる。

- ただし、一方でデジタル録音録画については、高品質、品質の劣化がない等の特性を有していること、著作権保護技術の採用の経緯・その内容等は様々であることから、上記の場合以外の全ての利用形態について、一律に経済的不利益は解消され、権利制限規定の下において補償の必要性がなくなるとまでは言い切れないと考えられる。

（説明）

1 業界ルール策定の際の「権利者」の意味について

- （参考）（2）の業界ルールと個別のビジネスモデルの区分に従い、本項では業界ルールの策定を前提とする。この場合、権利者の要請といっても、業界ルールの策定にあっては、関与する権利者から個別に了解を取り付けていくことは実際上あり得ず、権利者側の意見はある程度誰かが意見を集約して要請する形態となる。映像コンテンツ（放送番組を含む）やレコードの利用に当たっては、いわゆる映画製作者（放送事業者を含む）、レコード製作者等のコンテンツホルダー（権利者）が、当該コンテンツの利活用を管理していると考えられることから、要請を行うのは、基本的にはコンテンツホルダーである権利者又はその団体と考えられる。ただし、コンテンツホルダーである権利者又はその団体は、当該コンテンツに利用されている関係権利者又はその団体の意見の集約に努めなければならないのは当然である。

2 「権利者の要請」について

- 権利者が、私的録音録画に関する著作権保護技術のルール作りに参画できる場合は、権利者は権利制限により当該技術の範囲内での録音録画が自由

に行われることはあらかじめ承知した上で、権利の保護と利用の円滑化のバランスを考えつつ、権利者の被る経済的不利益が最小限となるよう当該技術の内容を求めることができる。策定されたルールが権利者の意向を反映していればいるほど、権利者側の被る経済的不利益は少なくなり補償の必要性もなくなるはずである。補償金制度を前提として著作権保護技術を求めるという主張もありうるが、立場によって見解が異なる場合にはその主張に基づく制度設計は困難である。少なくとも今後のルール作りにおいては、事情の変化により関係者の合意が得られる場合を別として、補償の必要性はないことを前提として要請するべきである。

- なお、この場合、当該技術が新たに開発されるものか既存の技術であるかは問わないことはいうまでもない。また、あるプラットフォームが存在しており、その中からどのようなコントロール技術を選択するかについて要請が行われる場合も当然含まれる。
- また、業界ルールの円滑な策定のためには、技術的仕様を開発するメーカー等は権利者からのこうした要請について真摯に対応するよう努力することが重要である。

3 「要請」類似行為

- 「権利者の要請による技術」とは、一般的に権利者側がある仕様を強く要求してできた技術のことをいうが、「要請」があった場合と同様に考えてよい他の類似の行為としては、例えば、コンテンツホルダーである権利者、著作物等提供者、機器等の製造業者等の関係者が共同で開発した技術や権利者自らが仕様を決定してできた技術である場合などに係る行為が該当する。要するに当該技術の導入前に、権利者がその意思に従って当該技術の開発や採用の決定に関与したかどうかは要素になる。

4 個別ビジネスモデルにおける技術について

- (参考)(2)のアで整理したように、特に業界ルールの策定については、権利者の要請に基づき著作権保護技術が策定される場合が多いと思われるが、個別ビジネスモデルにおける技術の採用においては、権利者の要請がない又は曖昧な場合も多いと考えられる。
- このような場合に、著作権等の保護を重視した著作権保護技術も見られるところであり、権利者の明確な要請がなかったからといって、直ちに補償の必要性があると判断することは問題があると考えられる。

- 上記2及び3の要件は個別ビジネスモデルの場合においても該当することはいまでもない。さらに、民間における個別ビジネスモデルのルールについては、技術導入後も権利者との協議により、ビジネスモデルを変更することが可能なこと、また、業界ルールと違い個々の権利者はどの事業者に著作物等を提供するかどうかの自由が確保されているところから、個別ビジネスモデルに利用されている技術に基づく録音録画については、少なくとも補償金制度による補償の必要性はないと考えてよい。
- なお、この点は5で整理する中間整理の文化庁試案ウとの関連もあり、いずれにしても、配信事業等については、補償金制度よりも契約による対応に委ねるべきである。

5 過去に策定された著作権保護技術の評価

- 前述のように、今後は補償の必要性がないことを前提にして権利者が著作権保護技術を要請することとしても、過去に権利者の要請により策定された著作権保護技術については、現実に補償金制度が存在している以上、補償金制度を前提とした要請であったとの評価もあり得るところである。
- したがって、過去に策定された著作権保護技術が今後も実施される場合において、それをどのように評価するかの問題が残ることになるが、この評価の基準として、中間整理における文化庁試案を活用することが考えられる。
- 中間整理では、著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案として、
 - ア 録音録画が著作権保護技術によって厳しく制限される場合
 - イ 個々の権利者が著作物等を提供する際に、アの厳しい制限を含むいくつかの選択肢の中から自由に選択できる場合
 - ウ 著作権保護技術と契約の組み合わせにより、利用者の便を損なうことなく、個別徴収が可能な場合の3つの類型について整理している。
- このうち、イは権利者に選択権が認められていることから、権利者の要請がある場合として捉えることができる。また、ウについては、契約による

解決を図る場合と位置づけられる。したがって、このような形態に関連する著作権保護技術については、その内容如何に関わらず、補償の必要性は生じないと考えられる。

- アについては、「厳しい制限」の曖昧さや拡大解釈の恐れ等の指摘があり、安易な適用は慎まなければならないが、既存の著作権保護技術について本小委員会の関係者の合意により評価する場合は、これを活用することは可能であると考えられる。

(参考)

(1) 中間整理で整理された考え方

- 著作権法上の技術的保護手段は、「権利者の意思」に基づき当該手段が用いられることが要件であるが（著作権法第2条第1項第20号）、この意思は「あくまで一定の著作物等の提供にあたり、利用者が利用可能な範囲を技術的に限定することを意図したものであるので、その範囲における録音録画について、無償利用を認める意思まで含まれているとはいえない」としている（中間整理P114）。
- また、同時に「補償金制度は、私的録音録画が一定の範囲内で自由にできることを前提に、その補償措置として存在しているから、著作権保護技術が私的録音録画を制限する程度によっては補償すべき不利益は生じないとする考え方が成り立つ」としたうえで、「イー i 著作権保護技術によって通常の利用者が必要とする第30条の範囲内の録音録画ができるのであれば、1の基準に戻って権利者の経済的不利益及び補償の必要は判断すべきであるという意見」と「イー ii 権利者は提供された著作物等がどのような範囲で録音録画されるかを承知の上（著作権保護技術の内容により想定できる）で提供しているので、重大な経済的不利益はなく、補償の必要性はないとする意見」の2つの意見を記述し、「意見の相違が見られる」としている（中間整理P116）。
- 更に、前者の見解に立ったとしても、著作権保護技術の「開発過程に権利者がどのように関与したか等の評価の問題はあるもの、著作権保護技術の内容や当該技術と契約の組み合わせ方法等のあり方次第では補償が不要になる場合があることに大きな反対はないところである」としている。

(2) 著作権保護技術の採用の実態

- 中間整理における著作権保護技術の評価の概要は以上のとおりであるが、その前提となる著作権保護技術の導入の原因や当該技術の採用方法をもう少し詳細に分析すると次のようなことがいえる。

ア 著作権保護技術は、録音録画技術がデジタルの時代になって飛躍的に改良され、高品質、何度複製しても品質が劣化しない等の特性のほか、録音源や録画源そのものの品質の向上（例えば、従来規格の放送番組とハイビジョン規格の放送番組との品質の差）が進んだことで、無制限かつ高品質の録音録画を放置すれば、著作物等の流通に支障が生じ、ひいては著作物等の創造のサイクルにも影響があることなどの理由から生まれてきたものである。したがって、著作権保護技術は権利者側からの要請によって生じてきたものであるということもいえ、現実には著作権保護技術の採用にあたり、権利者側も何らかの関与をしている場合も多い。また、何らかの関与をしていないとしても、著作権等の保護を重視した著作権保護技術（課金可能な技術、録音録画の厳しい制限等）も見られるところである。

イ 著作権保護技術の採用の経緯・その内容等は様々であるが、これを大別すれば、音楽CDや映画ソフト等の録音録画や放送からの録音録画のように業界全体のルールとして採用される場合と、音楽や映像の配信事業のように業界ルールというよりも個別のビジネスモデルの中で採用される場合とがあるが、特に前者については、一旦決めたルールはそう頻繁に改正されるわけではないので、著作権保護技術の策定に当たっては、権利者側の関与が大きい場合もある。

2 私的録音録画補償金制度による解決について

- 補償金制度は、著作権保護技術がない時代に制度設計され導入されたものであるが、著作権保護技術により、録音録画について一定の規制が行われる場合、いままでのように事実上無制限の私的録音録画が行われる状況は解消されることになる。
- この著作権保護技術は、著作物等の提供者又は権利者の要請により機器メーカー等が開発している場合がほとんどであり、機器メーカー等は、権利者が望まない録音録画の抑制について、一定の役割を果たしていることは評価しなければならないと考える。
- 補償金制度は、私的録音録画の拡大に伴い、権利保護と利用の円滑化に関し録音録画機器等のメーカーに補償金の支払いについて一定の協力を求めるという考えをもとに制度設計されているが、著作権保護技術

が普及し、録音録画の制限に機器等のメーカーが一定の役割を果たしている現状から、著作権保護技術の開発・普及のみならず、補償の必要性がある分野であっても協力義務者か支払義務者かにかかわらず機器等のメーカーに一定の負担を強いるのは関係者の理解を得られなくなってきており、現行の補償金制度による解決は、今後縮小し、他の方法による解決に移行すべきであると考え（注2）。

（注2）著作権保護技術による録音録画の制限を緩和し、関係者の合意により補償金制度で対応するという選択肢を否定する必要はなく、将来そのような合意が成立すれば、補償金制度を存続させることは可能と考える。

3 補償金制度による対応を検討する分野

- 2のとおり補償金制度による対応を縮小することとするが、当面補償金制度での対応を検討する必要がある分野としては次のとおりである。

ア 音楽CDからの録音

- 音楽CDは基本的に録音自由のメディアであり、SCMS方式により第一世代の録音しかできないものもあるが、それ以外は機能していない。

イ 無料デジタル放送からの録画

- 我が国の無料デジタル放送の新しい著作権保護ルールであるダビング10については、

- ・ ダビング10の採用に関する一連の経緯等から、権利者の要請により策定されたものでないこと、
- ・ 無料放送は他の放送等に比べて公共性が高い放送であり、できるだけ多様な情報や娯楽を積極的に国民に提供するという使命を有していることから、例えばコピーワンスという技術的に採用可能な方法を選択権の一つとして確保することが事実上できないこと、

などの特殊性があり、かつ、無料放送であることから権利者と利用者との契約により対応もできない。

- なお、ダビング10は暫定ルールであるが、例えば、権利者の要請などに基づく新たなルールが導入された場合は、補償金制度は必要ないものとする。

(説明)

6 無料デジタル放送からの録画に関し、いわゆるダビング10は、「権利者の要請により策定されたものではないこと」の意味

- 現行の無料デジタル放送の録画方式であるいわゆるコピーワンスは、同放送の運用開始にあたり、「デジタル入出力方式によって接続されたデジタル機器間でのコンテンツの転送等に係る保護技術であるD T C P等のルールを参考にして、技術を開発したメーカー各社及び方式を選択した放送事業者等の合意により策定・適用されているもの」（総務省情報通信審議会第4次中間答申（H19.8））である。
- その後、特に利用者側から、移動（ムーブ）を行うとオリジナルが消失してしまう、機器等の誤作動等により移動（ムーブ）が失敗するとオリジナルの番組とDVDに途中まで録画された番組の双方が使用不能になる等の理由から利便性に欠けるとの問題の指摘があり、大きな社会問題になったところである。
- 放送における著作権保護技術は、本来は民間レベルでの問題であるが、無料デジタル放送については公共性が非常に高いところから、総務省の情報通信審議会の場で、著作権保護技術の運用改善について検討が続けられてきたところである。
- 同審議会は、昨年8月に、コピーワンスの見直しについては、COG（Copy One Generation）＋一定の制限という考えが適当とした。具体的なコピー回数については、最初に番組をハードディスクに録画したものに加えて、10回別の記録媒体等に録画できることが適当とした（最後の録画時にハードディスク内のオリジナルは消去される）。
- このダビング10の結論にいたる検討経緯は、同審議会の第4次中間答申に関係者の意見も含め詳しく記述されており、議事録も公開されているが、権利者側は、COG＋一定の制限という考え方そのものについては支持しているものの、特に回数については、権利者の要請により策定されたものといえないことは明らかである。

7 無料デジタル放送のコピーワンスについて

- 無料デジタル放送におけるコピーワンスは、現在既に実施されている技術であるが、5の整理を踏まえ、中間整理の文化庁試案のアを活用して補償の必要性を評価する必要がある。

- コピーワンスの評価については、現状では関係者間で見解の相違があるが、総務省の情報通信審議会において利用者の利便性確保の点から問題があるとしてその運用改善について取り上げられたことであり、また、この問題に関する国民の受けとめ方等を総合的に勘案すると、コピーワンスは厳しい制限の一つと位置づけることも可能であると考えられる。
- したがって、本小委員会において制度の見直しについて合意が得られた場合には、コピーワンスを文化庁試案のアにおける「厳しい制限」に該当すると合意すべきと考える。

8 有料放送からの録画について

- 現在の有料放送については、一般にコピーワンスかコピーネバーのどちらかで運用されており、番組ごとにコピー制限を変えられるチャンネルもある。
- したがって、7の整理により、コピーワンスが厳しい制限と位置づけられた場合には、少なくとも現状の有料放送における録画については、今後同様に補償の必要性がないということになる。
- また、将来コピー制限について更に複数の選択肢が加わったとしても、中間整理の文化庁試案イ又は「権利者の要請」の要件により、補償の必要性はないと考えて差し支えないと考える。

4 権利者が被る経済的不利益の解消について

- 著作権保護技術の採用されている分野の中で、3以外については現行の補償金制度による解決が不相当であるとしても、利用者の私的録音録画により権利者が経済的不利益を被り、また補償の必要性も否定されない利用形態が残ることになるが、権利者が被る経済的不利益を解消するためには、著作物等の提供者を介する場合も含め、権利者が契約により経済的利益は、著作物等の提供者を介する場合も含め、権利者が契約により経済的利を確保できる場合においては、契約モデルによる解決に委ねるべきと考える。

- この場合、問題になるのが契約環境の整備である。30条2項を改正し、私的録音録画について、無許諾、無償の録音録画を認めた上で、契約モデルに移行することも考えられるが、利用者の利便性の確保と利用者が大きな不利益を被らないことを前提として、例えば可能な分野（例えば配信事業）から30条の段階的縮小を行うことにより、権利者が契約によりその利益を確保しやすくすることを考慮していく必要がある。

4 私的録音録画補償金制度の具体的制度設計について（事務局提案3）⁹

平成20年5月8日の小委員会においては、事務局提案2に加え、これを踏まえた補償金制度の具体的な制度設計を記載した資料（事務局提案3）についても検討が行われた。

以下に事務局提案3を全文掲載する。

1 制度設計に当たっての基本的な考え方

- 本年1月17日の文化庁案では、私的録音録画補償金制度の縮小を原則としつつ、当面補償金制度での対応を検討する必要がある分野として、音楽CDからの録音と無料デジタル放送からの録画をあげている。
- これを前提として、今後の補償金制度の具体的な制度設計を検討するに当たっては、次のような点を基本とすべきである。
 - A 補償金制度の縮小を前提としつつ、当面、経過的に存置するものであることから、制度の基本的枠組みを大きく変更することは適当ではないこと
 - B Aを原則としつつも、平成4年の補償金制度導入以降の録音録画源の多様化や著作権保護技術の導入等の録音録画の実態の変化を踏まえ、それらの状況の変化を制度の運用に適切に反映しうるよう見直しを行うこと

⁹ 平成20年第2回の小委員会（平成20年5月8日）の資料3（下記URL参照）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/020/08051202/003.htm

2 具体的な制度設計

(1) 録音録画機器・記録媒体の提供に着目した制度設計

現行制度の基本的枠組みを維持するという立場から、録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した制度を維持すべきである。中間整理においても、この考え方が大勢であった。

(2) 対象機器・記録媒体の範囲

① 基本的な考え方

対象機器・記録媒体について、中間整理では、「著作物等の録音録画が行われる可能性がある機器は原則として対象すべきであるという考え方」と「現行法の考え方を原則として維持すべきであるとする考え方」を並べているが（中間整理P 1 2 9、P 1 3 0参照）、現行制度は、録音録画を主たる用途としている機器及び記録媒体を対象としているところであり、基本的な考え方に沿って、これを維持するものとする。

② 機器等の類型ごとの考え方

○ 中間整理における機器等の類型の区分（中間整理P 1 3 0～P 1 3 3参照）について、前述①を踏まえ、考え方を整理すると次のとおりである。

ア 分離型専用機器と専用記録媒体

- ・ 現行制度の対象であり、当然対象になると考えられる。
- ・ なお、録音録画専用機器・記録媒体であっても、第30条の適用範囲から除外された利用形態のみに使用される機器等や補償の必要性がないとされた著作権保護技術だけに対応する機器等は対象外とすべきである（中間整理P 1 3 0参照）。

イ 録音録画機能が附属機能でない機器のうち記録媒体を内蔵した一体型のもの（例HDD内蔵型録画機器、携帯用オーディオ・レコーダー）

- ・ 録音録画を主たる用途としている機器等である限りは、特に分離型機器等と区別する必要がないので対象にするべきである。
- ・ なお、最近の携帯オーディオ・レコーダーについては、録音録画機能以外の機能を有しているものもあるが、製造業者の販売戦略や利用の実態等に照らして、現状においてはほとんどのものが録音録画を主たる用途としていると考えられるので、対象機器に加えるのが適当である（中間整理P 1 3 0～1 3 1参照）。

ウ 録音録画機能を含めて複数の機能がある機器でどの機能が主要な機能と
いえないもの（例 現在のパソコン）

- ・ 現状では、録音録画を主たる用途としている機器とはいえないことから
対象とすべきでない。
- ・ ただし、いわゆるパソコンと総称される機器については、今後様々な仕
様の機器が開発され普及する可能性があるところから、仮にパソコンとい
われるものであっても、ウに該当しない機器が開発・普及するような場合
は、改めて考え直す必要があると考える。なお、このことはエについても
同様である。

(注) いわゆるテレビチューナー付きパソコンについても、現状では、録画
を主たる用途としている機器とはいえないので対象外と考えられる。

- ・ なお、パソコンへの録音録画については、第30条の適用範囲の見直し
により、違法録音録画物や違法配信からの私的録音録画や、適法配信から
の私的録音録画については、第30条の適用範囲から除外され、別途の対
応がなされうることとなること、音楽CD等からの録音についても、携帯
用オーディオ・レコーダーへの録音の手段として行われることが多く、そ
の場合には携帯用オーディオ・レコーダーについて補償金の対象となっ
ていることも考慮すべきである（中間整理P131参照）。

エ 録音録画機能を附属機能として組み込んだ機器（例えば留守番電話、携
帯電話、録音機能付きカーナビゲーション）

- ・ 現行制度においても本来の機能に付随する機能として録音録画機能を有
するものは除外しており、また、ウの考え方との均衡からも、現状では対
象にすべきでないと考えられる。
- ・ なお、録画機能を組み込んだ録画機能付きテレビについては、先述した
テレビチューナー付きパソコンとは異なり、録画源であるテレビに録画機
能が一体的に組み込まれた機器であり、いわゆる汎用性のある機器とい
えないことから、対象に加えて差し支えないと考えられる（中間整理P1
32参照）。

オ 専用記録媒体以外の記録媒体

- ・ ウと同様であり、現状では対象にすべきではないと考えられる。

③ 第30条第2項の改正

以上の考え方を第30条第2項において明確にするため、次の点について所要の法改正を行う必要がある。

- ・ 現行法は録音録画機能が本来の機能に附属するものではないものを対象にするという機能に着目した規定の仕方をしているが、平成10年の政令改正時に整理された立法趣旨の確認事項（中間整理P127参照）に従い、対象機器等に該当するかどうかの要件として主たる用途の要件をより明確にすること
- ・ 一体型の機器等についても対象になること

(3) 対象機器及び記録媒体の決定方法

① 政令指定方式の維持

- ・ (2)の考え方に基づき、対象機器等の範囲が明確であり、法的安定性や予見可能性の点で優れた政令指定方式を維持すべきと考える。

② 評価機関の設置

- ・ しかしながら、上記のように可能な限り法令上明確化を図るとしても、個々の機種等の評価については、それが対象機器・記録媒体かどうか疑義を生じる場合もあると考えられる。
- ・ したがって、関係者間で疑義が生じ、協議によって解消しない場合については、その解決のため文化庁に設置された公平な評価機関により判断する仕組みを導入することが必要である。
- ・ この評価機関は、権利者、製造業者、消費者、学識経験者等で構成され、文化庁の要請に基づき、透明性及び迅速性が確保された決定プロセスにより検討を行うものとする必要がある。
- ・ また、当該機関は、対象機器等の決定が円滑に行われるよう、例えば主たる用途の要件を判断する場合の基準作りなど、個々の紛争処理以外の機能を持たせた機関として位置づけるべきである。

(4) 補償金の支払義務者

- 中間整理では、支払義務者について法律的な整理を行ったところである（中間整理P135～P137参照）。この問題は関係者で大きく意見が分かれているが、1において、現行制度の基本的枠組みを維持するとの基本的考え方に基づき、この点については現行制度のとおり補償金の支払義務

者は消費者とし、メーカー等は協力義務者とすることが適切であると考え
る。

（ この点については、制度の国際的整合性や、機器等のメーカー等は機
器等の販売等により利益を得ていることから、補償金の支払義務者はメ
ーカー等とすべきという考え方もあるところである。 ）

- なお、返還制度については、利用者の立証責任の軽減、返還手続きの簡素
化等の運用上の工夫によって返還制度の問題点はある程度解消されると考え
られることなどから、課題を残しつつも運用上の工夫で対応することとする。

（５）補償金額の決定方法

① 認可制の維持

現行制度では補償金額の決定にあたり、指定管理団体から文化庁への申請
に基づき、文化審議会での審議を経て、文化庁の認可を受けることとなっ
ており、この点についても現行法の手続きを維持することが適当である。

② 認可にあたり関係者の意見を反映する仕組み

- ・ しかしながら、私的録音録画の実態の変化を適切に補償金額の決定に反映
しうるよう、具体的な補償金額の認可手続の前に、より多くの関係者の意
見が反映されるような仕組み作りが必要だと考えられる。
- ・ 具体的には、（３）②の評価機関において、補償金額のあり方について関
係者から意見を聴取し、次の補償金額の決定に関して考慮すべき事項も踏ま
えた上で、一定の方針を策定することが考えられる。

③ 補償金額の決定に関して考慮すべき事項

補償金額の決定に関して次のような事項を考慮すべきである。

A 補償金額の決定にあたっては、私的録音録画の実態を適切に制度の運用
に反映させるという観点から、実態の正確な把握と分析が必要であり、定
期的な実態調査を行うことが不可欠である。

B 私的録音録画の実態の変化を踏まえて、補償金額の決定にあたっては、
次のような点に留意すべきである。

- i) 録音録画に用いられる機器・記録媒体の機能・用途
- ii) 私的録音録画に用いられる録音録画源の実態
- iii) 機器・記録媒体が補償金の対象となる私的録音録画に用いられる実態

- iv) 機器・記録媒体と著作権保護技術との関係
- v) タイムシフト・プレイスシフトとの関係
- vi) 機器・記録媒体の記録容量と私的録音録画の頻度や分量との関係など

C 私的録音録画に使用される程度や著作権保護技術の影響、対象機器・記録媒体の機能・用途などの事項は法律上考慮事項として明記することも考えられる。

D ②の仕組みを活用のうえ、迅速な補償金額の決定が出来るようにすることが重要である。

(6) 私的録音録画補償金管理協会

- 録音機能と録画機能が同一の機器等で併存するものが増加してきたことを踏まえ、また共通目的事業の合理的・効率的実施、管理経費の削減等のため、補償金管理協会は1つにすることが適当と考えられる（中間整理P 1 3 9参照）。

(7) 共通目的事業

- 補償金制度は包括的な制度であること、個々の利用者の録音録画の実態を詳細に把握することは事実上不可能であり、個々の権利者への厳密な配分には限界があるので、共通目的事業は継続すべきであると考えられる（中間整理P 1 4 0参照）。
- なお、共通目的事業の用途については社会的関心が高いと考えられるので、事業の透明性を確保するため、事業内容の公開を義務づける必要がある（中間整理P 1 4 1参照）。
- また、共通目的事業の割合については、現行制度における2割を維持することが適当である（中間整理P 1 4 1参照）。

(8) 補償金制度の広報

- 補償金制度に関する国民の理解を得るための広報活動は重要であり、そのため関係者は努力する必要があると考えられるが、とりわけ補償金管理協会の役割が重要であると考えられるところであり、同協会に広報義務を課すことが適当であると考えられる（中間整理P 1 4 1参照）。

第2節 私的録音録画補償金制度の見直しに関する事務局提案に対する意見¹⁰

1 5月8日の小委員会における検討

5月8日の小委員会において、事務局提案2及び3について、委員から寄せられた意見はおおむね以下のとおりだった。

ア 権利者の立場からの意見

権利者の立場及び放送事業者の立場からは、事務局提案2及び3について、詳細において不満な点も指摘しつつ、一定の結論として評価している旨の意見があった。

イ メーカーの立場からの意見

メーカーの立場からは、事務局提案2について、権利者の要請や業界ルールという現行法には存在しない概念が合理的な定義なく使用されており、この考え方のもとでは地上デジタル放送のダビング¹⁰という著作権保護技術の位置付けが依然として不明だとする意見が表明された。

特に、権利者の要請による技術について補償の必要性がないとする基本的な方向性について、そもそも著作権保護技術の恩恵に預かる形で権利者が著作物を提供するのであれば、その際の権利者の意思こそを補償の要否の判断要素とすべきであるとして、著作権保護技術の仕様の策定時における権利者の要請がなければ補償が必要になるという考え方は疑問であり、結果として、補償金制度の縮小・廃止に向けた道筋が見えないだけでなく、補償金の対象となる範囲が拡大していくのではないかとする意見があった。

さらに、事務局提案3について、記録媒体内蔵型録音録画機器を補償金の対象に追加することに対して反対するとの意見や、汎用機器も将来対象になりうるのではないかと懸念が表明された。

また、補償金の対象機器等や補償金額を決定することとなる評価機関に

¹⁰ 平成20年第4回の小委員会（同10月20日）の資料2（下記URL参照）
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/rokuon/h20_4/shiryo_2.html

ついて、その構成、運営方法、権限などが不透明であり、評価することは難しいとする意見があった。

ウ 消費者の立場からの意見

消費者の立場からは、事務局提案2について、これまでの議論において補償金制度の存在理由や権利者の損害の考え方が整理されていなかったところ、著作権保護技術が施されたものは対象にせず、音楽CDと地上波デジタル放送だけを、権利者が選んだ著作権保護技術ができるまでの間に限って補償金の対象にするという点で整理がなされたことについては、一定の評価ができるとの意見があった。

ただし、併せて、事務局提案3の内容とも関連し、仮に対象機器・媒体が増加しても、補償金の対象分野が限定されたことに加え、様々な減額要素が考慮されるはずなので、補償金額の総量は減少すべきとの意見があった。

また、補償金の使途等について情報公開を徹底したうえで補償金制度を改正して存続させるか、契約ベースの私的録音録画制限を進めるかわりに補償金をなくすかの方向性を示せない限り、消費者は納得できないのではないかとの意見があった。

エ 学識経験者の立場からの意見

学識経験者の立場からは、事務局提案2及び3について、私的録音録画問題の解決に向けた調整の一案として事務局提案に一定の評価を与える意見があった。

併せて、事務局提案3について、事務局提案2で示された補償金制度を縮小する原則が具体的制度設計案において読み取りづらく、例えば今後の環境の変化等に基づく見直し等を明記すべきとの意見や、改正後の現実の補償金制度の運用については実態調査をできるだけ反映すべきとの意見があった。

2 7月10日の小委員会における検討

前回（5月8日）の小委員会での検討において、事務局提案に対し、主としてメーカーの立場に立つ委員から補償金が不要になる場合の条件に不明瞭な点があるとして、将来の補償金制度の拡大に対する不安や懸念が表明されたことを受け、7月10日の小委員会では、事務局より資料「第2回私的録音録画小委員会（平成20年5月8日）における『資料2 著作権保護技術と補償金制度について（案）』及び『資料3 私的録音録画補償金制度の具体的制度設計について（案）』に対する質問への回答」¹¹（以下「回答」という。）が提出され、さらに事務局提案2及び3について検討が行われた。

ア メーカーの立場からの意見

メーカーの立場からは、事務局提案2で示された補償の必要性について、ダビング10の採用経緯に照らし「権利者の要請」がなかったとする点等で、回答を踏まえてもなお補償が不要とされる場合の条件が不明瞭であるとする意見や、権利者の要請の有無を論じるまでもなく、著作権保護技術が機能している場合には、私的複製をいわば契約によって許諾・制限するに等しい状況なので、当然ながら補償は不要であるとする意見が示された。

また、著作権保護技術の観点からは補償の要否を検討する余地がある場合であっても、実際に補償の対象とするためには、権利者への重大な経済的不利益の有無を吟味する必要がある、この点で購入したCDからのプレイスフト録音や放送番組のタイムシフト録画について補償の必要性が立証されていない¹²とする意見、レンタルCDからの録音については権利者、レンタル事業者、利用者間の契約によって複製の対価を徴収できるはずである¹³とする意見があった。

¹¹ 平成20年第3回の小委員会（同7月10日）の資料1（下記URL参照）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/020/08071107/001.htm

¹² (社)電子情報技術産業協会が行ったアンケートによると、これらの態様での利用が多い。（下記URL参照）

http://www.jeita.or.jp/japanese/press/2008/0528/quest_tv.pdf

http://www.jeita.or.jp/japanese/press/2008/0528/quest_tv_cd.pdf

¹³ (社)電子情報技術産業協会が行ったアンケートによると、レンタルサービスの利用者の6割が利用料の中に私的複製の対価が含まれていると考えている結果が出ている。

（下記URL参照）

http://www.jeita.or.jp/japanese/press/2008/0528/quest_tv_cd.pdf

さらに、事務局提案3については、上記に関連し、具体的制度設計案として補償金の対象とすべきとされている機器等のうち、例えばハードディスク内蔵録画機器などは補償の必要性が立証されていないタイムシフト録画に供されるものであるから補償金の対象とすべきでないとする意見や、パソコンや携帯電話などの汎用機器については「現状では」との留保つきで補償金の対象外とすることが提案されており、依然として将来の制度の拡大の懸念が払拭されていないとの意見が示された。

イ 権利者の立場からの意見

メーカーの立場からの意見を受け、権利者の立場からは、事務局提案2及び3の内容で合意することが適当とする意見が引き続き表明されたうえで、事務局提案に関する不安や懸念の根拠が不明であるとする意見や、複製回数を制限する著作権保護技術は私的複製の範囲を超える回数を制限するものであり、適法な私的複製の領域について補償の必要性が消えるわけではないとする意見があった。

さらに、補償金制度を廃止した場合は、権利者はダビング10を改めコピーネバーを選択せざるを得なくなり、録画機器・記録媒体は販売されないためメーカーの利益もないが、現実にはダビング10が実施され、消費者が録画を行うことからメーカーは録画機器等の販売により利益を得ているのであるから、利益は確保するが権利者に対価を還元しないメーカーの主張は偏りがあるのではないかとの意見があった。（これに対し、メーカーの立場からは、そもそもユーザーの私的録音録画行為から発生する補償金をメーカーが協力者として徴収しているのであってメーカーの利益は関係がないとの反論があった。）

ウ 消費者の立場からの意見

消費者の立場からは、補償金制度は私的録音録画による経済的損失を補償するものとして損失の有無の議論を続けてきたが、仮にメーカーの複製機器等の販売の利益の還元のための制度と位置づけられるのであれば、これまでの補償金制度の理念を変え、権利者とメーカーの利益の還元方法を直接討論した方がよいが、仮に権利者の主張のようにダビング10でも私的複製が許された範囲が補償金の対象となるのであれば、私的複製が制限されているのだから料率は全体として大幅に下がるはずだとする意見、将

来において契約と技術による解決の方向をもっと積極的に模索すべきであり、事務局提案はその点をより明確にするとともに、関係者間で努力すべきとする意見や、現実のビジネスモデルの中で私的複製を認めない技術は採用できないから妥協点として補償金制度での解決を検討しているところ、ダビング10に関する応酬などで議論が矮小化されているとする意見があった。

エ 学識経験者の立場からの意見

学識経験者の立場からは、これまでの議論の積み重ねを尊重し、一定のまとめを目指すべきとする意見や、そのうえで更に将来の展望を議論すべきとの意見があった。

3 検討のまとめ

以上のとおり、特に今回の補償金制度の見直しに関する最も基本的課題である著作権保護技術と補償の必要性については中間整理以降の議論を経てもその溝が埋まらず、さらにタイムシフト録画・プレイスシフト録音と補償の必要性についても認識の相違が顕在化したこともあり、現状では補償金制度の見直しについて関係者間で様々な点において意見の相違が存在しており、関係者間の合意がみられるとは言い難い状況となっている。

(備考) 地上デジタル放送におけるコンテンツ保護方式であるいわゆるダビング10の実施に係る経緯

事務局提案2の議論に深く関係する、地上デジタル放送の著作権保護技術の緩和策であるいわゆる「ダビング10」については、その検討の経緯等に注意する必要があるところから、以下にその概要を記載する。

私的録画に係る補償金制度は事実上放送からの録画を対象とする制度となっているが、無料地上放送については、現在、アナログ放送とデジタル放送が併用されているところ、2011年7月より地上デジタル放送に完全移行する予定となっている。

また、これに関連し、総務省では、従来実施していた地上デジタル放送のコンテンツ保護方式であるいわゆる「コピーワンス」について、問題点の指摘等を踏まえ、総務省・情報通信審議会（デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会）において、その緩和について検討が行われた。その結果、最終的にはいわゆる「ダビング10」にその方式が緩和されることとなった。

(経緯)

- 平成17年7月に公表された総務省・情報通信審議会第2次中間答申において、地上デジタル放送の「コピーワンス」の見直しが提言された。

【コピーワンス】

録画機を利用してHDDに録画することができるが、録画された放送番組のDVD等の記録媒体へ1度だけしかダビングできない。その際にHDD内の放送番組は消去される。なお、当該DVD等からの更なるコピーはできない。

- 平成19年8月、総務省・情報通信審議会第4次中間答申がとりまとめられ、「コピーワンス」の緩和策として、後に「ダビング10」と呼称される方式への転換が提言された。

なお、この緩和に関する委員間の共通認識として、同中間答申に「(1) コンテンツに対するリスペクト(中略)② その創造に関与したクリエイターが、適正な対価を得られる環境を実現すること」が盛り込まれた。

【ダビング10】

録画機を利用してHDDに録画することができ、録画された放送番組はDVD等の記

録媒体へ10回までダビングができる。最後の1回のダビングの際にHDD内の放送番組は消去される（ムーブ）。なお、当該DVD等からの更なるコピーはできない。

- 「ダビング10」は、当初、平成20年6月2日から実施が予定されていたが、総務省・情報通信審議会において、第4次中間答申の共通認識の充足を確認する必要があるとされ、検討が行われた結果、実施は延期されることとなった。
- その後、平成20年6月17日、「ダビング10」の実施に向けた環境整備の一助とすることを目的として、文部科学省及び経済産業省がブルーレイディスクの政令指定に合意した。
- 平成20年6月19日、総務省・情報通信審議会（デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会）において、権利者の立場の委員から、
 - ① 第四次中間答申が目指した「消費者の利便向上」の実現を優先し、「ダビング10」の開始期日を早期に確定すること、
 - ② また、「補償金制度」の合意形成に対する期待感が表明され、クリエイターへの「適正な対価の還元の在り方」については情報通信審議会の場で具体策を検討していくことが提案され、委員会において、「ダビング10」の開始時期の確定に向けて関係者が作業を行うことについて、合意形成がなされた。
- 平成20年6月27日、「ダビング10」の実施を求める総務省・情報通信審議会第5次中間答申が公表され、これを受けて7月4日から「ダビング10」が実施された。

第2章 著作権法第30条の範囲の見直し

第1節 違法録音録画物、違法配信からの私的録音録画

本件については、中間整理に対する意見募集の結果全体のうち、約7割が本件に関する意見であり、その多くは利用者保護の点に関する懸念を示すものであった。

これを受け、意見募集後、小委員会では本件について再度対応策を検討した。その結果は以下のとおりである。

1 制度改正の必要性

小委員会において関係団体から紹介された調査結果や、これに基づき中間整理において示された試算等から、違法配信からの私的録音録画は通常の著作物の流通市場に匹敵する又は上回る規模に達していると考えられる¹⁴。

また、ファイル交換ソフトによる違法配信からの録音録画については、違法な送信可能化や自動公衆送信を行う者を特定するのが困難な場合があり、送信可能化権や公衆送信権によってアップロードを行う者に対処するだけでは充分対応できないと考えられ、ダウンロード行為についても一定の対応の必要性があると考えられる。

これらのことから、違法録音録画物、違法配信からの私的録音録画については、その実態から通常の流通を妨げているものと考えられ、ベルヌ条約等のスリーステップテストの趣旨、先進諸国の法改正や判例の動向¹⁵等を勘案すれば、中間整理で示された条件¹⁶を前提として、第30条の適用を除外する方向で対応することが必要であるとの意見が大勢であった。

なお、この点については、例えば日本と欧米では違法複製の状況、法制及び技術的保護手段の実態が異なっているので国際的な動向を慎重に見極める必要がある、有料音楽配信の売り上げは伸びており現状において法改正の必

¹⁴ 中間整理 p 63 の「(3) ジャンル別ダウンロード数」及び p 75 の「(4) 違法音楽ファイルの推定ダウンロード数」、本報告書参考資料 1 参照

¹⁵ 中間整理 p 104 の脚注 52、本報告書参考資料 2 参照

¹⁶ 中間整理 p 105 の「ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件」参照

要性はないのではないか等とする慎重な意見や、コンテンツホルダーは利用者が高い利便性のもとで合法的にコンテンツを享受できるような環境を充分提供したうえで権利侵害に対処すべきであるが、その点について日本の現状では不十分であり、権利者はそうした点を充分考えるべきであるとする意見があった。

2 利用者保護

小委員会では、意見募集で寄せられた利用者の不安・懸念¹⁷に配慮し、中間整理に記載された利用者保護策に加え、次のような措置について検討された。これを踏まえ、関係者は必要な措置を実施することが必要である。

ア 政府、権利者による法改正内容等の周知徹底

イ 権利者による、許諾された正規コンテンツを扱うサイト等に関する情報の提供、警告・執行方法の手順に関する周知、相談窓口の設置など¹⁸

ウ 権利者による「識別マーク」の推進¹⁹

なお、イの措置に関連して、意見募集では利用者が法的に不安定な立場におかれるのではないかとの疑念が多く寄せられたが、仮に現実に民事訴訟を提起する場合においても、利用者が違法録音録画物・違法配信であることを知りながら録音録画を行ったことに関する立証責任は権利者側にあり、権利者は実務上は利用者に警告を行うなどの段階を経た上で法的措置を行うことになると考えられるため、利用者が著しく不安定な立場に置かれて保護に欠けることになることはないと考えられる。

この点については、立法化の検討時にはよく留意して消費者保護を図るべきとの意見があった。

また、意見募集では、ストリーミング配信等に伴う一時的蓄積の法的評価が不安定であるとの指摘もあった。

¹⁷ http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/rokuon_iken_7_2_ihousite.pdf

¹⁸ この措置は詐欺的行為の防止にも効果があると考えられる。

¹⁹ 本件については、社団法人日本レコード協会が平成20年4月3日の小委員会において「エルマーク」の取組を紹介しているところであり、158社の配信事業者が本マーク表示に対応しているところである。（平成20年11月31日現在 ※予定）

<http://www.riaj.or.jp/report/mobile/pdf/0804032.pdf>

この点については、平成18年1月の著作権分科会報告書において対処の方向性が記されており、今期の文化審議会著作権分科会においても、改めてその方向性に沿う制度的対応について検討されているところである。

3 適用対象の範囲

録音録画以外の、例えばコンピュータープログラムの違法配信からのダウンロード等の分野を含む第30条の私的複製の範囲全体の見直しの検討については、法制問題小委員会で検討されているところであり、本小委員会での検討結果が参照されるものと考えられる。

なおこの点について、小委員会では、録音録画以外の分野についても第30条の適用対象外とされることを懸念する旨の意見があった。

第2節 適法配信事業者から入手した著作物等の録音録画物からの私的録音録画

標記の利用形態については、第30条の適用を除外とする中間整理の考え方を否定する意見はなかった。

しかしながら、本件は事務局提案1及び2で示されたように、補償金制度のあり方に関する関係者の合意を前提に、補償金制度の縮小と他の方法による解決への移行、すなわち契約モデルへの移行という流れの中で捉えられるべきものであり、私的録音録画の将来像や補償金制度の見直しに関する合意がないまま本件のみを先行するのは問題があるとの意見があった。

第3章 今後の進め方

本小委員会は、平成18年3月の文化審議会著作権分科会決定を受け、補償金制度とそれに関連して著作権法第30条の範囲の見直しについて検討してきた。

補償金制度の見直しについては、残念ながら関係者の合意を得ることができなかった。事務局提案は、事務局が関係者の互譲の精神を尊重しつつ提案したものであり、検討の過程で事務局提案に賛成する意見があったとしても、それは最終的に関係者が合意するということを前提とした意見であるとも考えられるので、関係者の合意が得られなかった以上、今後の議論については、中間整理の段階に戻って進めざるを得ないと考える。しかしながら、検討の過程で行われた様々な議論については、決して無駄であったわけではなく、新たな解決策を模索するための論点がある程度整理されたと考えている。

補償金制度については、現行制度が制定されて以来約15年の歳月が流れ、録音録画の実態も大きく変化しているところである。補償金制度の抜本的な見直しを求めた文化審議会著作権分科会の提言（平成18年1月）の内容は、現在においても変更する必要がないが、提言以降も録音録画実態の変化が続いていることを考えると、問題解決のための緊急性はより増していると考えられる。

先述したように補償金制度を巡る論点については、3年にわたる小委員会での議論を通じて、ある程度整理されたところであり、小委員会としての議論は今期で終了することが適当であると考ええる。今後は、課題の緊急性にかんがみ、議論を休止するのではなく、新たな枠組みでの検討が適当であると考えるが、文化審議会著作権分科会における検討が重要であることは言うまでもないが、同分科会の枠組みを離れて、例えば権利者、メーカー、消費者などの関係者が忌憚のない意見交換ができる場を文化庁が設けるなど、関係者の合意形成を目指すことも必要と考える。

一方、第30条の範囲の見直しについては、特に違法録音録画物、違法配信からの録音録画について、利用者保護に配慮した上で著作権法改正を行うことに賛成する意見が大勢であったことから、文化庁は所要の措置を講じる必要があると考える。

なお、その他の録音録画については、補償金制度との関連もあることから、補償金制度に関する見直しの議論の今後の動向を踏まえた上で、更に検討すべき課題だと考える。

参考資料 1 違法配信からの私的録音録画の現状について

第 1 節 ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について

中間整理において紹介した平成 18 年（2006）調査（以下「2006 年調査」という。）につづき²⁰、平成 19 年（2007 年）に関係 3 団体²¹が実施した「ファイル交換ソフトの利用に関する調査（アンケート調査）」（以下「2007 年調査」という。）に基づいて、ファイル交換ソフトを利用した音楽ファイルや映像ファイルの私的録音録画の現状について紹介する。

1 調査方法

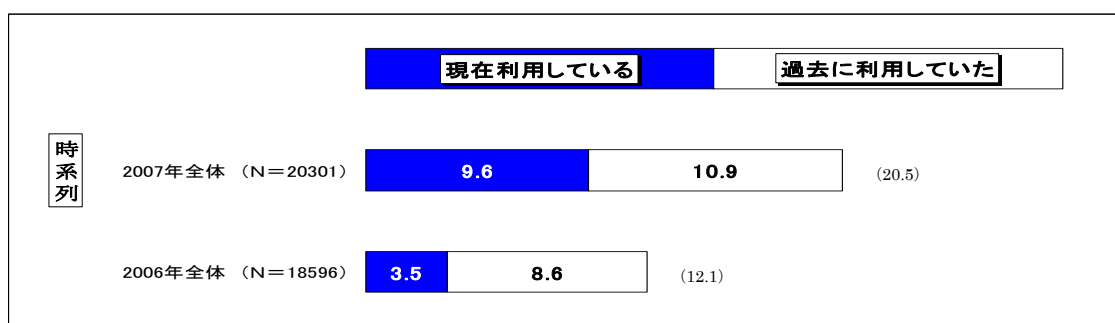
2007 年調査は、平成 19 年（2007 年）9 月 14 日から 9 月 24 日にかけて、インターネット利用者を対象として、Web アンケートによって実施された（有効回答者数：20,301 人）。

2 調査結果の概要

（1）ファイル交換ソフトの利用率・利用経験者数

2007 年調査によると、自宅のパソコンからインターネットを利用している者（以下「インターネット利用者」という。）のうち、9.6%がファイル交換ソフトを「現在利用している」と回答しており、2006 年調査と比べて約 3 倍弱に増加している。（以下「現在利用している」と回答した者を「現在利用者」、「過去に利用していた」と回答した者を「過去利用者」という。）

<ファイル交換ソフトの利用率とその変化>



注 1 「現在利用している」場合とは調査開始月から「過去 1 年間に」利用したことがある場合を指し、「過去に利用していた」場合とはファイル交換ソフトの利用経験があるが、調査開始月から 1 年以上前に利用をやめている場合を指す。

注 2 本グラフは 2006 年及び 2007 年のファイル交換ソフト利用実態調査から数値を抽出した上で事務局が作成。

²⁰ 「2006 年ファイル交換ソフト利用実態調査（平成 18 年 7 月）」。（社）コンピュータソフトウェア著作権協会、（社）日本レコード協会、日本国際映画著作権協会、（社）日本音楽著作権協会、（株）テレビ朝日、（株）テレビ東京、（株）東京放送、日本テレビ放送網（株）、日本放送協会、（株）フジテレビジョンの関係団体・事業者が実施。

²¹ （社）コンピュータソフトウェア著作権協会、（社）日本レコード協会、日本国際映画著作権協会。

また、ファイル交換ソフトの利用経験者数については、2007年調査等をもとに、以下のとおり事務局で算出した。

「インターネット白書2007」（平成2007年7月1日／インプレスR&D発行）によると、平成19年3月末日現在のわが国におけるインターネット利用者数は、約5710.9万人と推定される。

また、「2007年通信利用動向調査報告書―世帯編―平成20年7月（総務省情報通信政策局）」の利用頻度調査結果によると、インターネット利用者のうち、「パソコンを用いて毎日少なくとも1回はインターネットを利用する者」の割合は43.4%である。

よって、インターネット利用者のうち「パソコンを用いて毎日少なくとも1回はインターネットを利用する者」（以下「利用頻度の高いインターネット利用者」という。）の数は約2,478.5万人となる。

＜利用頻度の高いインターネット利用者数の比較＞ （単位：万人）

年	インターネット利用者数	「毎日少なくとも1回利用する者」の割合	利用頻度の高いインターネット利用者数
2007年調査	5,710.90	43.4%	2,478.50
2006年調査	5,060.21	41.1%	2,079.75

注1 インターネット利用者数は、2006年及び2007年のインターネット白書から抽出。

注2 「毎日少なくとも1回利用する者」の割合は、「2006年通信利用動向調査―世帯編―平成19年3月（総務省情報ル新政策局）」、「2007年通信利用動向調査―世帯編―平成20年7月（総務省情報通信政策局）」における利用頻度調査結果に基づいている。

ファイル交換ソフトの利用率は、2007年調査によると、ファイル交換ソフト現在利用者が9.6%、過去利用者が10.9%である。

よって、利用頻度の高いインターネット利用者のうち現在利用者数は237.9万人、過去利用者数は270.2万人となり、ファイル交換ソフトの利用経験者数（現在利用者数＋過去利用者数）は508.1万人となる。

＜ファイル交換ソフト利用経験者数の比較＞ （単位：万人）

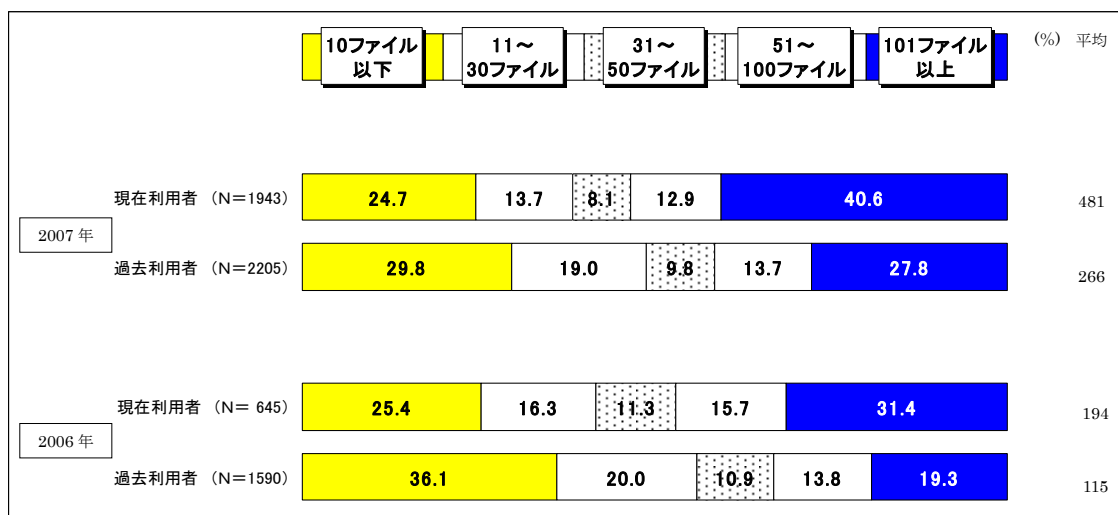
年	利用頻度の高いインターネット利用者数	ファイル交換ソフトの利用経験者数		
		現在利用者	過去利用者	計
2007年調査	2,478.50	237.90	270.20	508.10
2006年調査	2,079.75	72.79	178.86	251.65

(2) ダウンロードされたファイル数

2007年調査によると、現在利用者が過去1年間にダウンロードしたファイル数の一人あたりの平均値は481ファイルであり、昨年と比べて約2.5倍に増加している。しかし平均値は多数のファイルをダウンロードした人の値に影響されるため、2007年調査では、現在利用者及び過去利用者がダウンロードしたファイル数の中央値²²もそれぞれ求めており、現在利用者の中央値は65ファイルであった。

また、2006年調査と2007年調査を比べると、1年間で「51ファイル以上」ダウンロードしている利用者の割合が増加していることが分かる。

<ダウンロードされたファイル数>



注1 現在利用者は「過去1年間に」ダウンロードしたファイル数。

過去利用者は「これまでに」ダウンロードしたファイル数

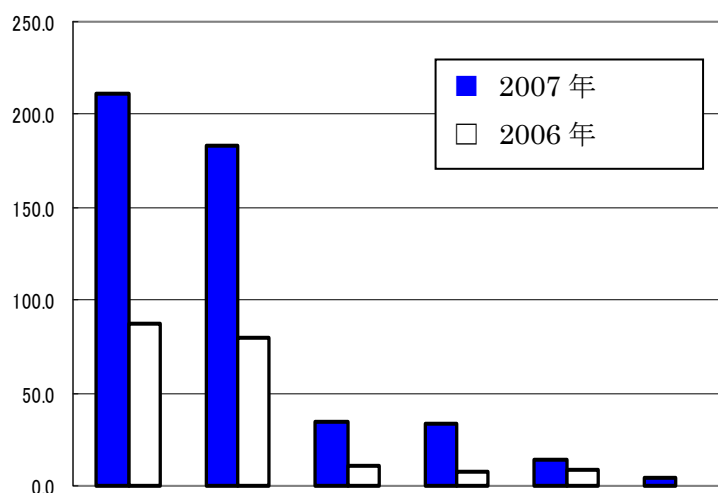
注2 本グラフは2006年及び2007年のファイル交換ソフト利用実態調査から数値を抽出した上で事務局で作成。

²² 中央値とはデータを小さい順に並べたときの中央の数値である。平均値は一部のヘビーユーザーがダウンロードしたファイル数に影響されるため、平均値と中央値には大きな差が生じている。

(3) ジャンル別のダウンロード数

2007年調査によると、現在利用者が過去1年間にファイル交換ソフトを利用してダウンロードしたファイルのうち、最も多いのは音楽関連ファイルであり、次いで映像関連ファイルであった。この2ジャンルにおける一人あたりのダウンロード数の平均値は他のジャンルと比べて非常に大きく、ファイル交換ソフトの利用者は主に録音・録画目的でファイル交換ソフトを利用していることが分かるが、その他のジャンルのダウンロード数の平均値も昨年と比べて約2倍以上増加している。

<ジャンル別のダウンロード数の平均値（現在利用者）>



		音楽関連ファイル	映像関連ファイル	写真・画像関連ファイル	書籍関連ファイル	ソフトウェア	情報漏洩ファイル
2007年	現在利用者(N=1943)	211.3	183	34.7	33.2	14.2	4.3
2006年	現在利用者(N=645)	87.1	79.4	11.2	7.8	8.7	—

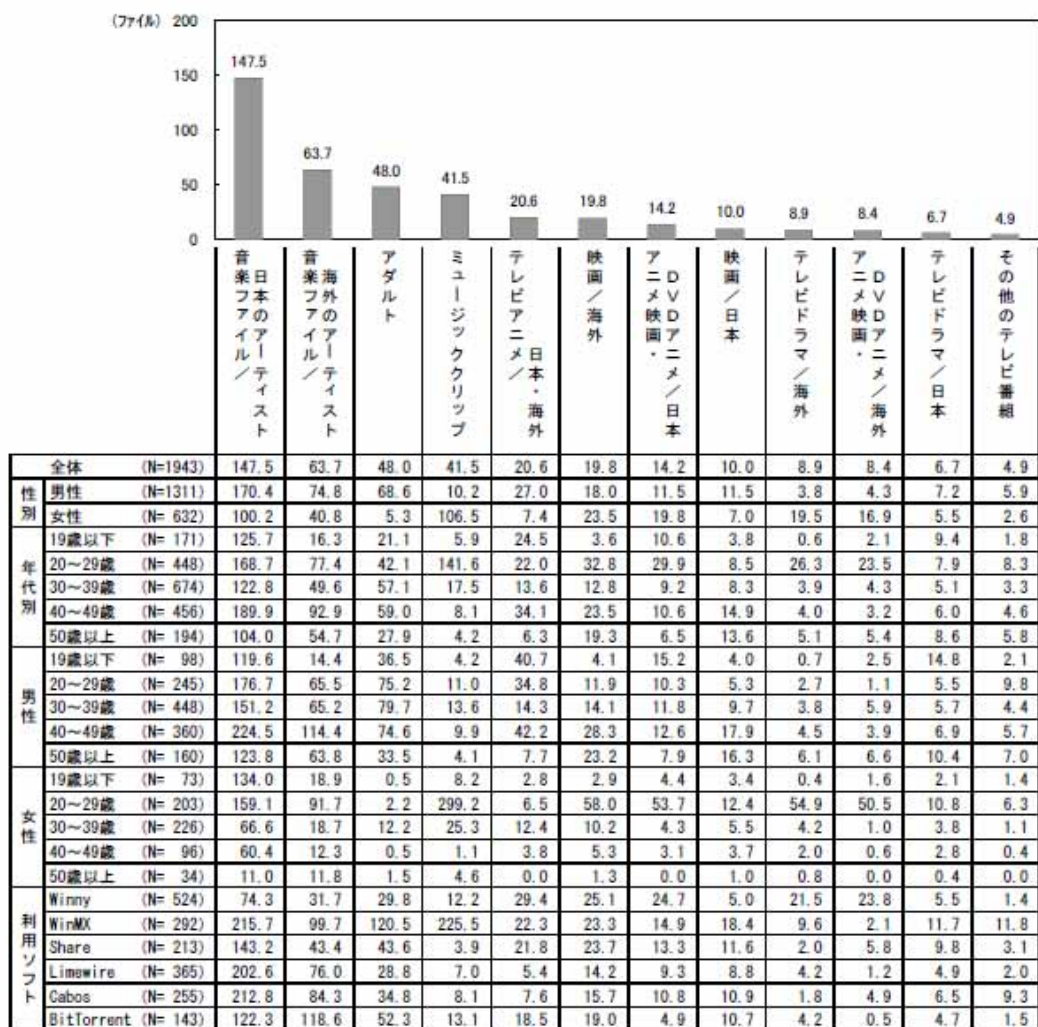
注1 現在利用者の各ジャンルにおける値は、「過去1年間」にダウンロードしたファイル数の平均値。

過去利用者の各ジャンルにおける値は、「これまでに」ダウンロードしたファイル数の平均値

注2 本グラフは2006年及び2007年のファイル交換ソフト利用実態調査から数値を抽出した上で事務局で作成。

なお、2007年調査によると、現在利用者が過去1年間にダウンロードした音楽関連及び映像関連ファイルの種類は日本のアーティストの音楽が最も多く、次いで海外のアーティストの音楽、アダルト映像、ミュージッククリップ、日本・海外のテレビアニメ、海外の映画などが多くなっている。

<音楽関連／映像関連ファイルの種類別平均ダウンロード数（現在利用者）>



注1 音楽関連ファイルとは音楽ファイル／日本のアーティスト及び海外のアーティストのことである。
 注2 映像関連ファイルとはアダルト、ミュージッククリップ、テレビアニメ／日本・海外、映画／日本及び海外、アニメ映画・DVDアニメ／日本及び海外、テレビドラマ／日本及び海外、その他のテレビ番組のことである。

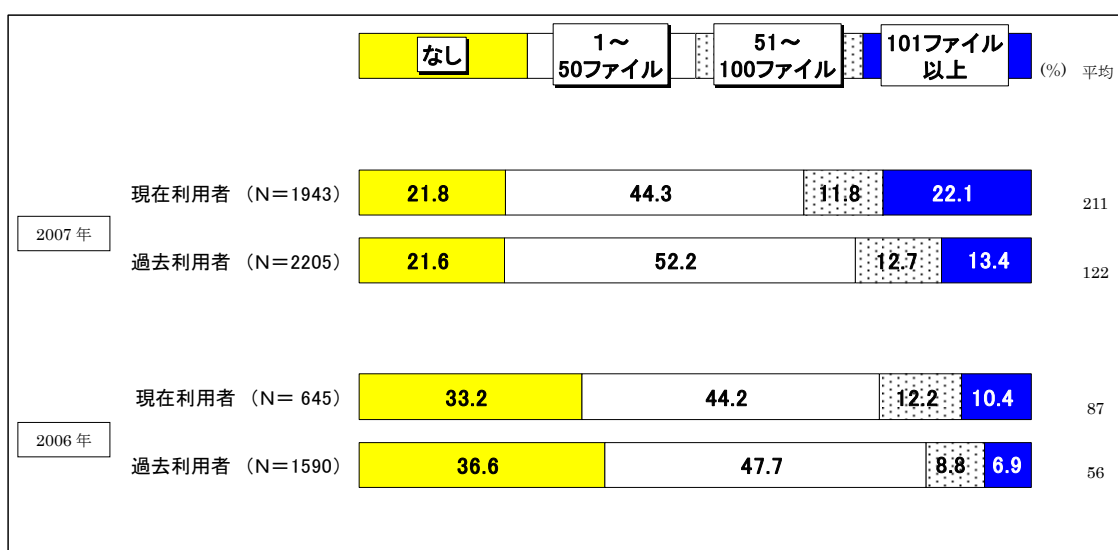
(出所：2007年ファイル交換ソフト利用実態調査)

① 音楽関連ファイル

2007年調査によると、現在利用者の約8割が過去1年間に音楽関連ファイルのダウンロード経験があり、ダウンロードされた音楽関連ファイル数の一人あたりの平均値は211ファイルで、2006年調査に比べ約2.4倍に増加している。

※ 現在利用者一人あたりのダウンロード数の中央値は45.0ファイル。

<音楽関連ファイルのダウンロード数>



注1 現在利用者は「過去1年間に」ダウンロードした音楽関連ファイル数。

過去利用者は「これまでに」ダウンロードした音楽関連ファイル数

注2 本グラフは2006年及び2007年のファイル交換ソフト利用実態調査から数値を抽出した上で事務局で作成。

また、2007年調査における過去1年間のファイル交換ソフトによる音楽ファイルの総ダウンロード数（約5億300万ファイル）と2007年有料音楽配信売上実績におけるインターネットダウンロード数（約4,400万曲）を比較すると、ファイル交換ソフトによる音楽ファイルのダウンロード数の方が約11倍多い（次項参照）。

＜ファイル交換ソフトの現在利用者による音楽ファイルのダウンロード数＞

- 2007年調査におけるファイル交換ソフトの現在利用者数(237.9万人)に、現在利用者が過去1年間にダウンロードした音楽関連ファイルの一人あたりの平均値(211.3ファイル)を乗じて、ファイル交換ソフトの現在利用者による音楽関連ファイルの総ダウンロード数を算出すると、約5億300万ファイルと推定される。

【算出式】

$$237.9 \text{ (万人)} \times 211.3 \text{ (ファイル)} = 50,268.0 \text{ (万ファイル)}$$

＜有料音楽配信における音楽ファイルのダウンロード数＞

- 一方、2007年有料音楽配信売上実績における、インターネットダウンロードによる音楽ファイルの年間ダウンロード曲数は、約4,400万曲と推定される。

【算出式】

シングルトラック	28,644 千曲
アルバム	15,110 千曲(1,511回×10曲)
合計	43,754 千曲

注1 2007年有料音楽配信売上実績におけるシングルトラックの数量は曲単位であるが、アルバムについては曲数換算されていないため、アルバムに収録される曲数を10曲として換算。

注2 Ringtunes とは、「着うた」のことである。

注3 シングルトラックとは、「着うたフル」のことである。

＜2007年有料音楽配信売上実績（年間）＞

	形態	2007年1月～2007年12月 累計			
		数量	前年 同期比	金額	前年 同期比
インターネット ダウンロード	シングルトラック	28,644	128%	3,959	112%
	アルバム	1,511	134%	1,757	127%
	小計 (オーディオ ダウンロード分)	30,155	128%	5,716	116%
	音楽ビデオ	829	-	207	-
	その他	0	0%	0	0%
	合計	30,983	130%	5,923	118%
モバイル	Ringtunes	223,922	99%	24,857	101%
	Ringback tunes	86,638	190%	6,143	229%
	シングルトラック	111,085	199%	34,376	191%
	音楽ビデオ	9,097	-	2,039	-
	その他	3,254	20%	601	20%
	合計	433,996	126%	68,016	141%
その他	サブスクリプション (インターネット)			454	382%
	サブスクリプション (モバイル)			423	-
	その他 (その他のデジタル音楽コンテ ンツ)	16	81%	671	727%
	その他				
総合計		464,996	126%	75,487	141%

(単位) 数量：千回、金額：百万円
(出所：有料音楽配信売上実績 2007年／(社)日本レコード協会)

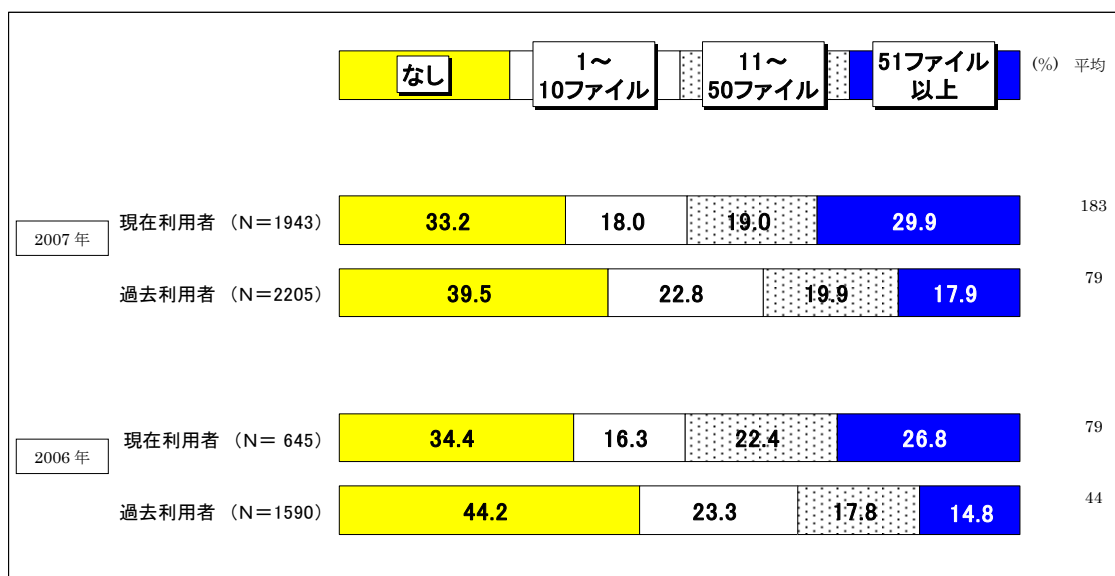
② 映像関連ファイル

2007年調査によると、現在利用者の約7割が過去1年間に映像関連ファイルのダウンロード経験があり、ダウンロードされた映像関連ファイル数の一人あたりの平均値は183ファイルで、2006年調査と比べ約2.3倍に増加している。

※ 現在利用者一人あたりのダウンロード数の中央値は46.5ファイル。

2006年調査と2007年調査を比べると、各ダウンロード数毎の現在利用者数の割合に大きな変化はない。

<映像関連ファイルのダウンロード数>



注1 現在利用者は「過去1年間に」ダウンロードした映像関連ファイル数。

過去利用者は「これまでに」ダウンロードした映像関連ファイル数

注2 本グラフは2006年及び2007年のファイル交換ソフト利用実態調査から数値を抽出した上で事務局で作成。

<ファイル交換ソフトの現在利用者による映像ファイルのダウンロード数>

- 2007年調査におけるファイル交換ソフトの現在利用者数（237.9万人）に、現在利用者が過去1年間にダウンロードした映像関連ファイル数の一人あたりの平均値（183.0ファイル）を乗じて、ファイル交換ソフトの現在利用者による映像関連ファイルの総ダウンロード数を算出すると、約4億3,500万ファイルと推定される。

【算出式】

$$237.9 \text{ (万人)} \times 183.0 \text{ (ファイル)} = 43,535.7 \text{ (万ファイル)}$$

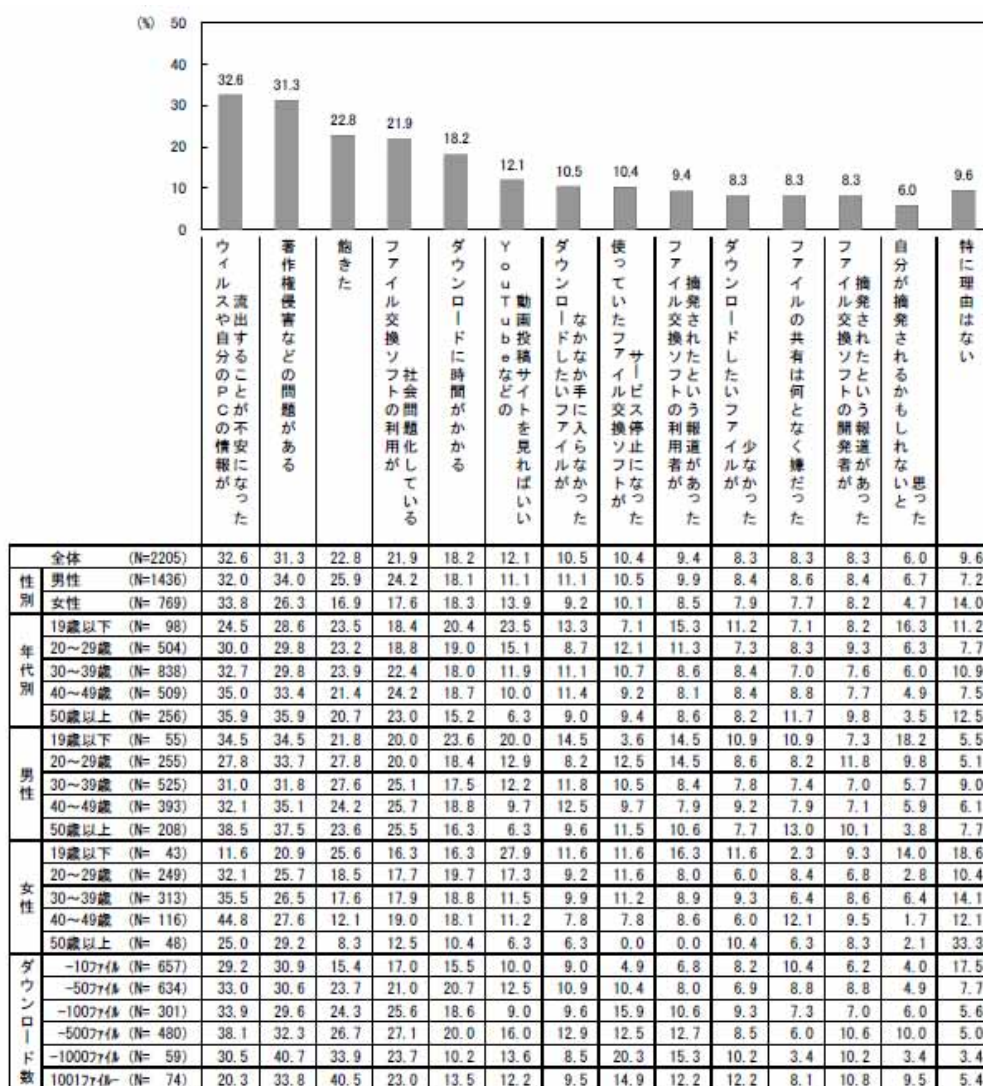
- なお、有料映像配信に係る年間ダウンロード数は公表されておらず、ファイル交換ソフトを利用したダウンロード数との比較はできない。

(4) 利用者の意識（ファイル交換ソフトをやめた理由）

2007年調査によると、過去利用者がファイル交換ソフトの利用をやめた理由としては、セキュリティ・ウィルスなどの心配を理由にする人が最も多く、次いで著作権侵害などの問題があることが理由になっている。

2006年調査と2007年調査を比べると、著作権侵害などの問題があるという理由とファイル交換ソフトの利用が社会問題化しているという理由でファイル交換ソフトの利用をやめている人が増えており、ファイル交換ソフトを悪用した事例を知る機会が増えているものと思われる。

<ファイル交換ソフトの利用をやめた理由>



注1 全体平均5.0%以上の理由

(出所：2007年ファイル交換ソフト利用実態調査)

第2節 違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状について

違法な携帯電話向け音楽配信に関する私的録音の現状に関して(社)日本レコード協会が実施している「違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査」について、中間整理において紹介した平成18年(2006年)調査(以下「2006年携帯調査」という。)につづき、平成19年(2007年)版の同調査(以下「2007年携帯調査」という。)を紹介する。

1 調査方法

平成19年11月12日から11月15日にかけて、12歳から39歳までの携帯電話利用者を対象として、モバイルアンケートによって実施された(有効回答者数:1,054人)。

2 調査結果の概要

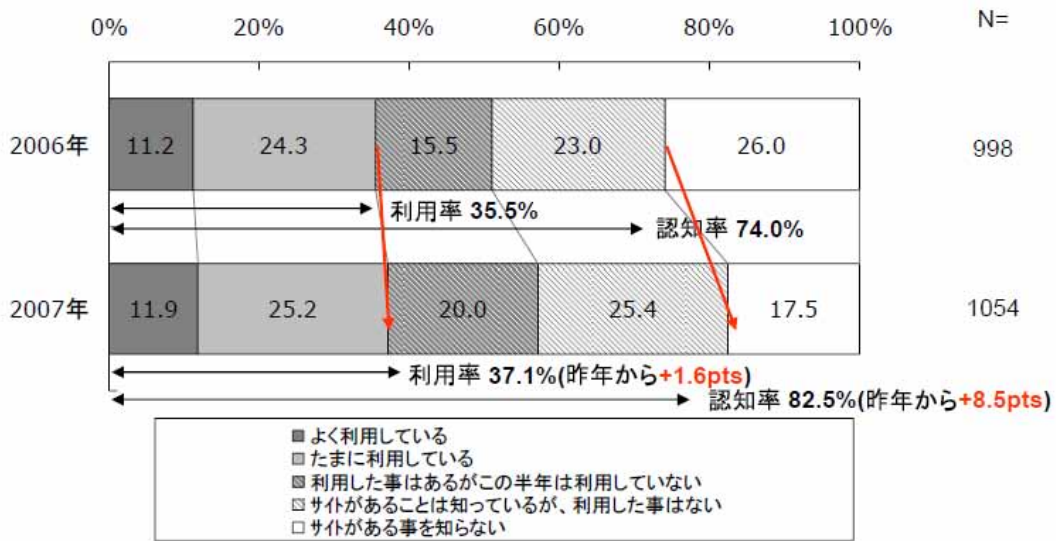
(1) 違法サイト²³の認知率・利用率

2007年携帯調査によると、違法サイトの認知率は全体で約82.5%であり、2006年携帯調査時点(約74.0%)よりも上昇している。

また、2007年携帯調査における違法サイトの利用率は、「よく利用している」「たまに利用している」と回答した利用者(以下「違法サイト利用者」という。)の割合を合わせると約37.1%となり、2006年携帯調査の約35.5%と比較すると微増している。年代別では、年齢層が低いほど利用率が高い傾向は引き続き持続しているが、2006年携帯調査との比較では、特に16～19歳(約45.3%→約56.8%)、20～24歳(約39.0%→約41.6%)、25～29歳(約28.8%→約32.8%)の利用率の上昇が顕著となっている。

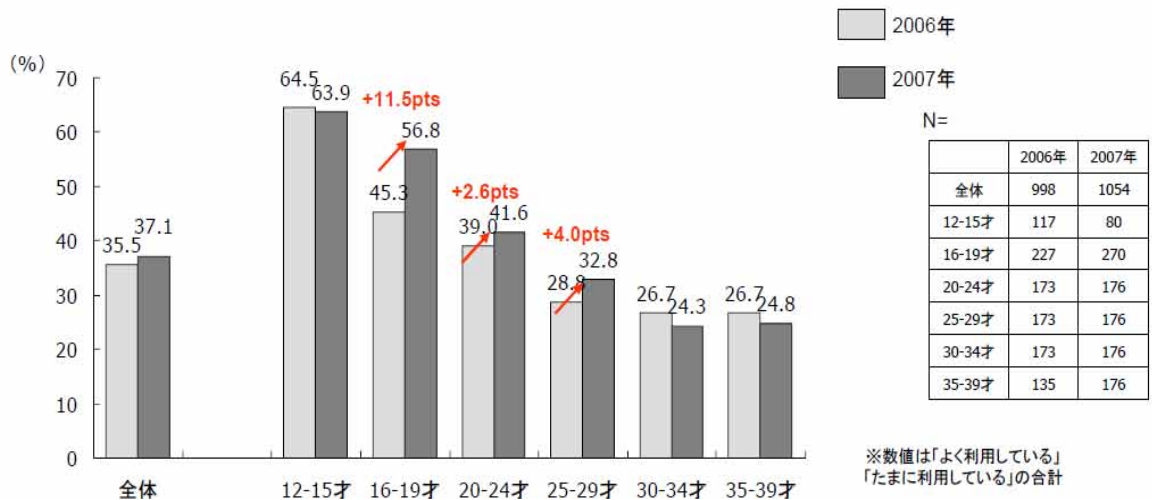
²³ 本調査結果においては、音楽を無料でダウンロードできる携帯電話サイトを「違法サイト」としているが、プロモーション目的で一定の期間無料でダウンロードできる適法配信サイトは含まれない(アンケート回答者にはその旨を明示)。なお、違法ファイル投稿(アップロード)のための掲示板サイトは違法サイトに含まれる。(下記URL参照)
<http://www.riaj.or.jp/report/mobile/pdf/0804032.pdf>

<違法サイトの利用・認知状況>



(出所：違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査（2007年版）)

<年代別 違法サイトの利用率>

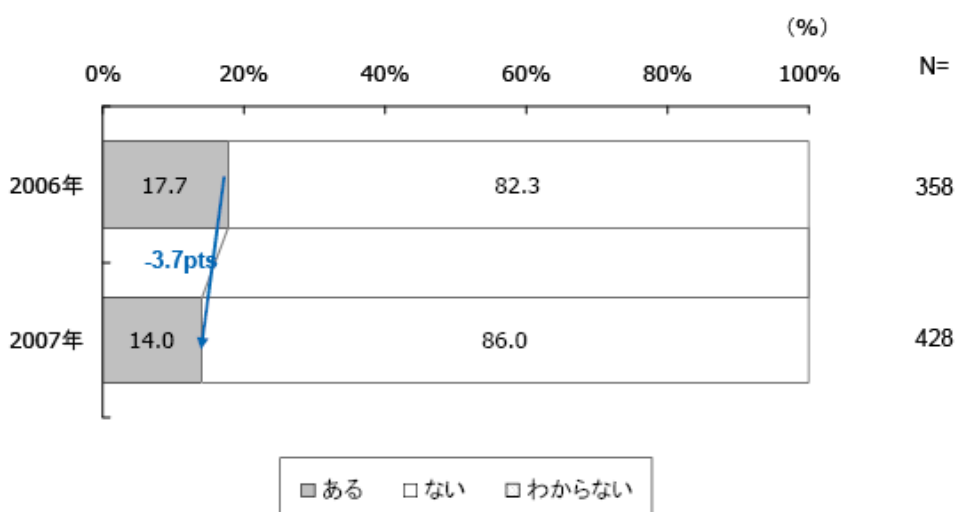


(出所：違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査（2007年版）)

(2) 違法サイトへの音楽ファイルのアップロード経験率

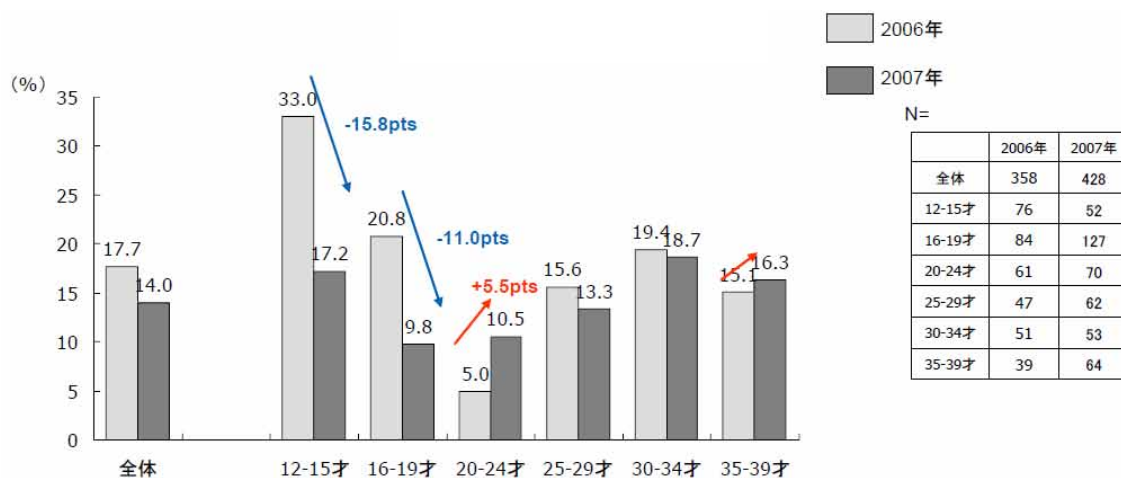
2007年携帯調査によると、違法サイト利用者のうち、違法サイトへ音楽ファイルをアップロードした経験がある者の割合（以下「アップロード経験率」という。）は14.0%となっており、2006年携帯調査の17.7%と比較すると減少している。年代別に2006年携帯調査と2007年携帯調査を比較すると、10代のアップロード経験率が大幅に低下しているが、20代前半や30代後半では増加が見られる。また、全体として年代差は減少している。

<違法サイトへのアップロード状況>



(出所：違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査（2007年版）)

<年代別 違法サイトへのアップロード状況>



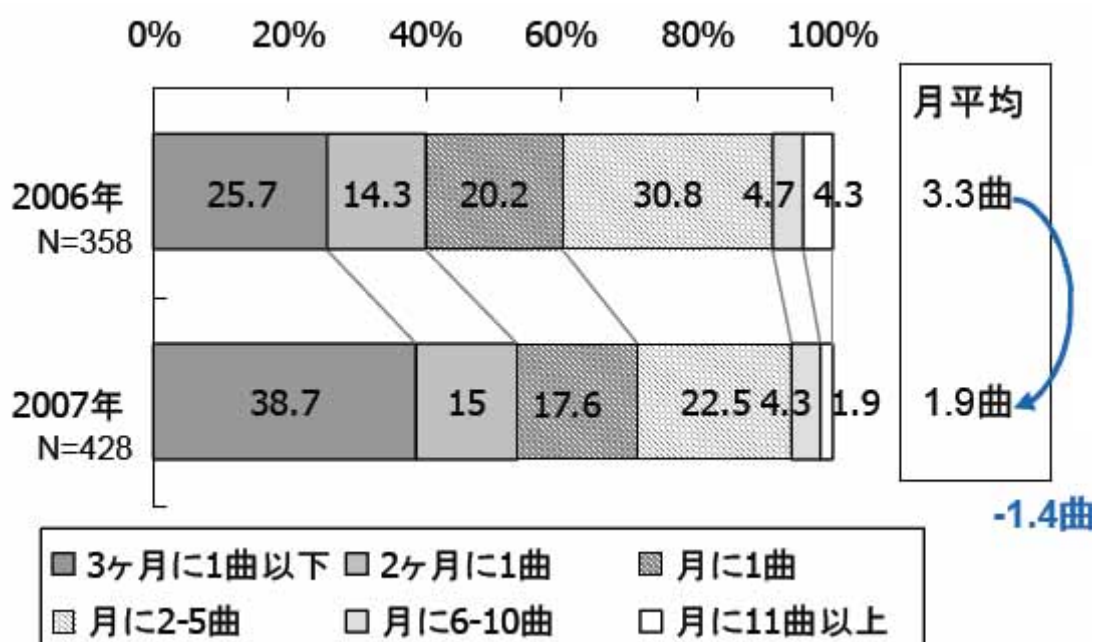
(出所：違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査（2007年版）)

(3) 一人あたりの1ヶ月間の違法着うた／着うたフルのダウンロード数の平均値

① 着うた

2007年携帯調査によると、一人あたりの1ヶ月間の違法着うた²⁴のダウンロード数の平均値は1.9曲となっており、2006年携帯調査の3.3曲²⁵と比較すると減少している。

<違法着うたのダウンロード頻度>



(出所：違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査(2007年版))

²⁴ 本調査における「違法着うた」とは、携帯電話向けの違法な音楽ファイルで、シングルトラックの一部を提供するものを指す。ただし、公式の着うたとは仕様が異なる。

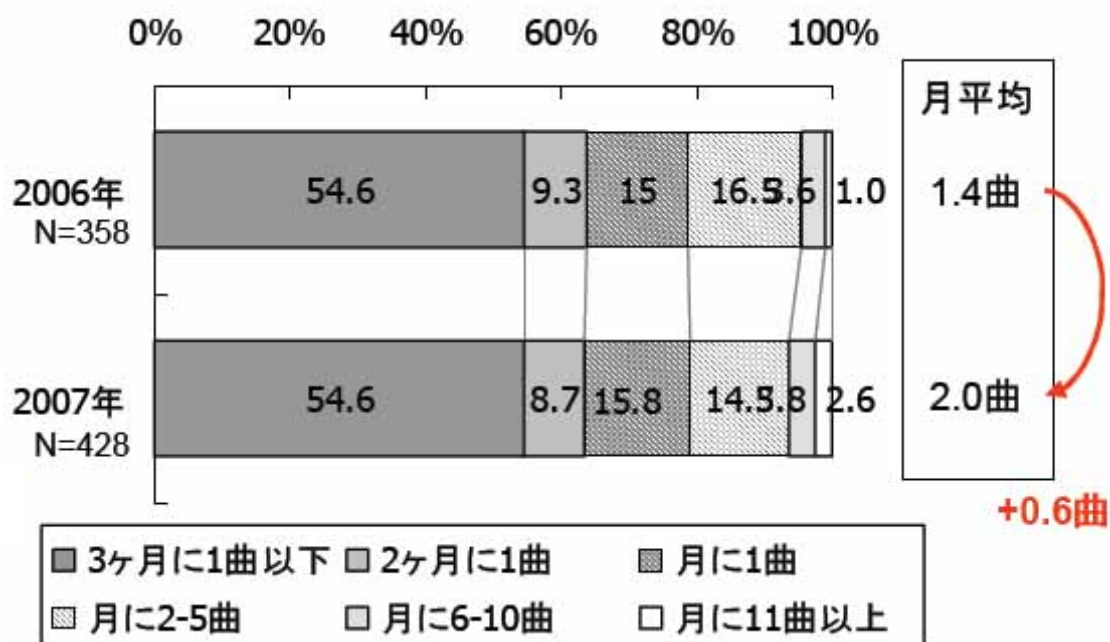
²⁵ 2006年携帯調査では、一人あたりの1ヶ月間の違法着うたのダウンロード数の平均値は2.75曲と公表されていた。平均値の算出に当たっては、選択肢の範囲のうち、中間値を用いるのが一般的である(例えば「10曲から15曲」という場合は12.5曲)。しかし、「月15曲以上」といった上限が定かでない場合は、他の選択肢の中間値との間隔を考慮した値を設定するのが一般的であり、2006年携帯調査では数字を厳しく見積もって下限値で計算していた。これを2007年携帯調査では一般的手法に変更して計算しなおしたため、差異が出ている。

また、グラフ内の2006年の母集団数Nも2006年携帯調査の公表時と差異がでていますが、これは2006年携帯調査の数字は補正值を、2007年携帯調査は実数値を用いていることによる。(2006年携帯調査公表時の2006年母集団数N=354)

② 着うたフル

2007年携帯調査によると、一人あたりの1ヶ月間の違法着うたフル²⁶のダウンロード数の平均値は2.0曲となっており、2006年携帯調査の1.4曲²⁷と比較すると増加している。

<違法着うたフルのダウンロード頻度>



(出所：違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査（2007年版）)

²⁶ 本調査における「違法着うたフル」とは、携帯電話向けの違法な音楽ファイルでシングルトラックをフルサイズで提供するものを指す。ただし、公式の着うたフルとは仕様が異なる。

²⁷ 2006年携帯調査では、一人あたりの1ヶ月間の違法着うたフルのダウンロード数の平均値は1.42曲と公表されており、2007年携帯調査で公表されている値及び母集団との差異については、脚注7と同様の理由である。

(4) 年代別 一人あたりの1ヶ月間の違法着うた／着うたフルのダウンロード数の平均値

2007年携帯調査によると、一人あたりの1ヶ月間の違法着うた／着うたフルのダウンロード数の平均値は、違法着うた、着うたフルの両者を合わせると3.9曲となっており、2006年携帯調査の4.7曲と比較すると減少している。年代別に2006年携帯調査と2007年携帯調査を比較すると、2006年携帯調査と同様に若年層ほどダウンロード曲数が多く、10代においては、違法着うたフルのダウンロード曲数がおおよそ倍増している。

<年代別 違法サイトからの月平均ダウンロード曲数>



(出所：違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査(2007年版))

(5) 違法音楽ファイルの推定総ダウンロード数

2007年携帯調査によると、1年間にダウンロードされた音楽ファイル（違法着うた／着うたフル）の総数は約3億9,900万曲（違法着うた約1億8,900万曲／違法着うたフル2億1,000万曲）と推定される²⁸。

2006年携帯調査の調査結果年間推計は約2億8,700万曲（違法着うた2億3,400万曲／違法着うたフル5,300万曲）であったことから、違法着うたのダウンロードは減少しつつあるものの、違法着うたフルのダウンロードが大幅に増加しており、結果として違法音楽ファイルの推定総ダウンロード数も増加している。

また、推計された違法着うたの年間ダウンロード曲数（1億8,900万曲）は、2007年有料音楽配信売上実績（（社）日本レコード協会調べ）の着うた（Ringtunes）の年間ダウンロード曲数（2億2,392万回（前掲1(2)③A「2007年有料音楽配信売上実績（年間）」図表参照））を下回っているが、違法着うたフルの年間ダウンロード曲数（2億1,000万ファイル）は、同有料音楽配信売上実績の着うたフル（シングルトラック）の年間ダウンロード曲数（1億1,109万回（前掲1(2)③A「2007年有料音楽配信売上実績（年間）」図表参照））を大きく超える数値である。

（出所：違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査（2007年版））

²⁸ 違法音楽ファイルの推定ダウンロード数の算出式は次のとおり。

①「日本の人口」×②「携帯電話保有率」×③「着うた機能搭載率」、「着うたフル機能搭載率」×④「違法サイト利用率」×⑤「違法着うた／着うたフル平均ダウンロード数」

※①から⑤までの項目は、今回の調査対象である12才から39才までの年代別、性別ごとに計算している。

※①は「人口推計（総務省統計局）」、②は「2007年度音楽メディアユーザー調査（（社）日本レコード協会）」、③は「ケータイ白書2008（インプレスR&D発行）」、④は今回の調査結果に補正を加えた数値をそれぞれ使用している。

参考資料 2 私的録音録画補償金制度に関する海外の動向について

以下は、中間整理第6章「外国における私的複製の取扱いと私的録音録画補償金制度の現状について」の記載内容に関連して、中間整理公表後の私的録音録画補償金制度に関する海外の出来事を補足するものである。

第1節 ヨーロッパ連合（EU）

欧州委員会は、「2001年の情報社会における著作権および関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する欧州議会及び理事会の指令」（以下「欧州指令」という。）策定後、私的複製補償金制度に関する構成国への調査（2004年10月）及び一般への意見募集（2006年6月）などを行ってきたが、これに続き2008年2月14日、著作権補償金制度²⁹に関する第二の一般への意見募集を実施した。

本意見募集の背景文書³⁰では、EU各国における対象機器・媒体、補償金額など補償金制度の概要を示したうえで、

- ・ 消費者が欧州内の他国から補償金対象製品を購入した場合に補償金支払義務が生じること
- ・ 記録容量に基づく補償金額算定基準や汎用機器の取扱いに課題があること
- ・ ダウンロードサービス等において契約で複製が許諾されている場合に私的複製補償金の二重払いの懸念があること

などの課題を取り上げている。

上記のような問題意識の現状確認や解決策などに関する27項目の質問³¹について、4月18日まで意見が募集され、結果はEUのホームページで公開³²されている。

²⁹ 欧州では文献の複写についても補償金制度を導入している国があり、欧州委員会の検討はそうした制度も念頭に置いているため、以下では私的複製補償金制度と呼称する。

³⁰ BACKGROUND DOCUMENT 'FAIR COMPENSATION FOR ACTS OF PRIVATE COPYING'

http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/docs/levy_reform/background_en.pdf

³¹ SECOND CALL FOR COMMENTS 'FAIR COMPENSATION FOR ACTS OF PRIVATE COPYING'

http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/docs/levy_reform/questionnaire_en.pdf

³²

http://circa.europa.eu/Public/irc/markt/markt_consultations/library?l=/copyright_neigh

欧州委員会では、この意見募集に引き続き補償金制度に関する公聴会が実施されるなど、将来の政策の方向性について引き続き検討が行われる予定である。

第2節 ドイツ

2001年の欧州指令に従い、ドイツでは2003年に著作権法が改正された（第一次包括改正）。さらに2007年には、残された改正事項に対応するため、更なる著作権法の改正が行われ（第二次包括改正）、2008年1月1日から施行された³³。

以下では、同法の私的録音録画問題に関係する内容の概要を紹介する。

1 私的複製に関する権利制限の改正

第一次包括改正では、私的複製に係る権利制限について、「明らかに違法に製作された原本」を用いて行う複製についてはその範囲から除外する規定が設けられたが、今回の法改正により、適法に製作された原本であっても、当該原本を用いて違法に著作物等が送信される場合は、当該著作物等を受信して行う複製は私的複製の範囲外となることが明確化された。

2 私的複製補償金制度の改正

(1) 対象機器の範囲

改正前の制度は、録音録画又は複写を行うように「特定された機器」を対象としていた。

第二次包括改正では、現在の私的複製の実態を勘案し、より柔軟に対象機器を決定できるよう、対象機器の範囲を、録音録画や複写の分野及び特定性を問わず「複製に使用される機器」としたうえで、当該機器が現実に私的複製に使用される程度に応じて補償金額を調整することとした。

bouring/compensation_private&vm=detailed&sb=Title

³³ 改正後の著作権法は以下の通り。

<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/urhg/gesamt.pdf>

(2) 補償金額

改正前の制度では、私的複製補償金の額は原則として法定の基準額が適用されていた。

第二次包括改正では、この制度を改め、私的複製に使用される程度、技術的保護手段の影響、対象機器・記録媒体の機能上の特性を考慮しつつ当事者間の交渉で決定することとした。

第3節 イギリス

イギリス政府が2006年12月に作成した知財政策全般に関する報告書ガワーズ・レビューでは、イギリス著作権法には私的複製の権利制限規定がないことから、私的使用目的のプレイスシフトを許容する権利制限規定を2008年までに設けるべきであるが、これに伴って補償金制度を導入すべきではないと提言³⁴された。

2007年5月、イギリス下院文化・メディア・スポーツ委員会もこの提言を支持した³⁵。

同年7月、イギリス政府はこれに対し同様の見解を示す回答³⁶を示し、続いて2008年1月、私的使用目的のプレイスシフトを合法化する著作権法改正の改正提案³⁷を発表し、4月8日まで意見募集を行った。この意見募集の結果の概要はUKIPO (UK Intellectual Property Office) のホームページで公開されている³⁸。

³⁴ “Gowers Review of Intellectual Property” p61～63

http://www.hm-treasury.gov.uk/media/6/E/pbr06_gowers_report_755.pdf

³⁵ “New Media and the Creative Industries Fifth Report of Session 2006–07”p50～51

<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200607/cmselect/cmcomeds/509/509i.pdf>

³⁶ “Government Response to the Culture, Media and Sport Select Committee Report into New Media and the Creative Industries”p4～5

http://www.culture.gov.uk/images/publications/375268_GovResponse.pdf

³⁷ “TAKING FORWARD THE GOWERS REVIEW OF INTELLECTUAL PROPERTY PROPOSED CHANGES TO COPYRIGHT EXCEPTIONS”p15～20

<http://www.ipso.gov.uk/consult-copyrightexceptions.pdf>

³⁸ <http://www.ipso.gov.uk/response-copyrightexception.pdf>

なお、この結果を踏まえ、今後、2回目の意見募集が3ヶ月間程度行われる予定となっている。

第4節 その他の国

1 スペイン

スペインでは、2006年の著作権法改正³⁹によって、私的使用目的の複製に関する権利制限規定について、適法に入手した著作物が原本であることが条件として追加された。この改正により、ファイル交換は私的複製の権利制限の対象とならないことが明確化された。

2 フィンランド、デンマーク、スウェーデン、ハンガリー

第1節1で紹介した欧州における私的複製補償金制度に関する意見募集の背景文書及びその付録等によれば、フランス、ドイツ、スペインに加え、フィンランド、デンマーク、スウェーデン、ハンガリーでも、私的複製の権利制限に該当する条件として、適法な原本から行われる複製であることが要件とされている。

3 カナダ

2008年6月12日、カナダ連邦政府は著作権法改正案⁴⁰を庶民院（House of Commons）に提出した。本法案は私的複製に関連して以下の改正事項を含んでいる。

（1）権利制限規定

以下の行為を許容する権利制限規定を設けている。

- ・ 適法にアクセスするテレビ番組等のタイムシフト録画
- ・ 適法に入手した録音物のプレイスシフト録音
- ・ 文章、ビデオカセット、写真等のフォーマットシフト複製

³⁹ 改正後の条文は以下のとおり。

http://en.www.mcu.es/propiedadInt/docs/RDLegislativo_1_1996.pdf

⁴⁰ http://www.ic.gc.ca/epic/site/crp-prda.nsf/en/h_rp01149e.html

(2) 法定損害賠償の軽減

私的使用目的で許諾のない映画のダウンロード等の著作権侵害を行う者に対する法定損害賠償額の上限を、現行の2万カナダドルから、500カナダドルに軽減することとしている。

(3) 技術的手段の保護

アクセスや複製等をコントロールする技術的手段の回避を規制する規定を設けている。

しかしながら、審議未了のまま6月末に議会が終了したため、本法案の成立は延期され、未成立のまま現在に至っている。

4 ニュージーランド

2008年4月11日に国王の裁可 (Royal assent) を受け、同月15日に第三読会 (third reading) を通過したニュージーランドの著作権法改正法案が、同年10月31日より一部を除き施行された。

本改正により、適法に購入した音楽を別デバイスへフォーマットシフト録音する行為を認める権利制限規定が創設されたが、視聴覚作品の録画については、音楽とはビジネスモデルが異なり、音楽同様に移動利用が一般的になるとも考えにくいため、権利制限の対象外とされている。

また、複製等をコントロールする技術的手段に関する措置が導入されたが、技術的手段の回避機器の取引等が対象とされ、その所有・使用については規制されない。なおアクセスのコントロール技術は対象にならない。

文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会委員名簿

	石井 亮平	日本放送協会ライツ・アーカイブスセンター 著作権・契約部長（平成18・6・28～）
	（荒巻 優之	日本放送協会マルチメディア局 著作権センター著作権部長（平成18・5・17）
	井田 倫明	社団法人日本記録メディア工業会 著作権委員会委員長
	大寺 廣幸	社団法人日本民間放送連盟事務局次長 （平成19・3・12～）
	（森 忠久	社団法人日本民間放送連盟常勤顧問 ～平成18・2・4）
主査代理	大淵 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	華頂 尚隆	社団法人日本映画製作者連盟事務局次長
	亀井 正博	社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産権委員会著作権専門委員会委員長
	河村真紀子	主婦連合会常任委員（平成19・3・12～）
	（佐野真理子	主婦連合会事務局長（平成18・2・4）
	小泉 直樹	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	小六禮次郎	作曲家、日本音楽作家団体協議会常任理事
	椎名 和夫	社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター運営委員
	津田 大介	ジャーナリスト
	筒井 健夫	法務省民事局参事官
	土肥 一史	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	苗村 憲司	駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部教授
主 査	中山 信弘	東京大学名誉教授、弁護士
	野原佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 （平成18・11・27～）
	生野 秀年	社団法人日本レコード協会専務理事
	長谷川英一	社団法人電子情報技術産業協会常務理事 （平成20・5・8～）

(河野 智子 社団法人電子情報技術産業協会
法務・知的財産権委員会著作権専門委員会副委員長
～平成20・5・7～)

松田 政行 弁護士、中央大学法科大学院客員教授

森田 宏樹 東京大学大学院法学政治学研究科教授

(以上20名)

文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会審議経過

第6期文化審議会著作権分科会

第1回 平成18年4月6日

- ・私的録音録画小委員会審議予定について
- ・私的録音録画補償金制度の見直しについて

第2回 平成18年5月17日

- ・私的録音をめぐる実情の変化等について
- ・ビジネスモデルと技術的保護手段の現状について

第3回 平成18年6月28日

- ・私的録音をめぐる実情の変化等について
- ・ビジネスモデルと技術的保護手段の現状について
- ・今後検討すべき事項に関する論点の整理について

第4回 平成18年7月27日

- ・ビジネスモデルと技術的保護手段について（映像配信事業について）
- ・検討事項について

第5回 平成18年9月21日

- ・文化審議会著作権分科会法制問題小委員会報告書（案）（私的複製及び契約利用ワーキングチームにおける検討結果）について
- ・課題に関する検討

第6回 平成18年10月17日

- ・海外調査結果報告
- ・国内実態調査結果報告
- ・課題に関する検討

第7回 平成18年11月15日

- ・課題に関する検討

第8回 平成18年12月20日

- ・法制問題小委員会の審議状況の報告
- ・海外調査報告
- ・課題に関する検討

第7期文化審議会著作権分科会

- 第1回 平成19年3月27日
- ・私的録音録画補償金にかかる経緯について
 - ・私的録音録画問題に関する検討の進め方について
- 第2回 平成19年4月16日
- ・ファイル交換実態調査等の報告
 - ・制度の枠組みについて
- 第3回 平成19年5月10日
- ・レンタル業界からのヒアリング
 - ・制度の枠組みについて
- 第4回 平成19年5月31日
- ・制度の枠組みについて
- 第5回 平成19年6月15日
- ・制度の枠組みについて
- 第6回 平成19年6月27日
- ・制度の枠組みについて
- 第7回 平成19年7月11日
- ・制度の枠組みについて
- 第8回 平成19年7月26日
- ・制度の枠組みについて
- 第9回 平成19年8月8日
- ・制度の枠組みについて
- 第10回 平成19年8月24日
- ・制度の枠組みについて
- 第11回 平成19年9月5日
- ・制度の枠組みについて
- 第12回 平成19年9月13日
- ・中間整理（案）について
- 第13回 平成19年9月26日
- ・中間整理（案）について

- 第14回 平成19年11月28日
- ・文化審議会著作権分科会における意見の報告
 - ・中間整理に関する意見募集の結果について
- 第15回 平成19年12月18日
- ・制度のあり方について
- 第16回 平成20年1月17日
- ・制度のあり方について
- 第17回 平成20年1月23日
- ・私的録音録画小委員会の審議の経過

第8期文化審議会著作権分科会

- 第1回 平成20年4月3日
- ・文化審議会著作権分科会における意見の報告
 - ・ファイル交換ソフト利用実態調査及び違法携帯電話向け音楽配信利用実態調査報告
 - ・識別マーク「エルマーク」の概要について
 - ・私的録音録画に関する海外の動向について
 - ・今後の進め方について
- 第2回 平成20年5月8日
- ・委員の交代について
 - ・制度のあり方について
- 第3回 平成20年7月10日
- ・制度のあり方について
- 第4回 平成20年10月20日
- ・制度のあり方について
- 第5回 平成20年12月16日
- ・文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会報告書（案）について